

美咲町高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度



令和3年3月

岡山県 美咲町

はじめに

このたび、平成 29 年度に策定されました「美咲町高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」の見直しを行い、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間における本町の介護保険サービスの基盤整備や高齢者福祉施策の方向性を示す「美咲町高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

介護保険制度は創設から 21 年が経ち、要介護認定を受けた高齢者の増加とともに介護サービスの提供基盤も整備され、高齢者を社会全体で支える制度として定着してまいりました。美咲町では 65 歳以上の高齢化率も 40% を超え、総人口、現役世代人口が減少する中で、後期高齢者の増加に伴う高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加が見込まれるなど、様々な支援を必要とする高齢者への対応や、地域の高齢者を支える担い手の確保が大きな課題となっています。

本計画は、基本理念である「住み慣れたまちで、生涯、元気に安心して暮らせるまちづくり」を進めるために、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることができるよう「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」が一体的、包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けた取組や、多様な主体が「我が事」として参加する「地域共生社会」の実現に向けた取組を盛り込んでおります。

本計画に基づき、高齢者が地域の一員として社会とのつながりを感じながら、健康的で意欲的な生活が送れるよう、また、支援が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるような地域づくりを目指し、取り組んでまいります。さらに、適切な認定と真に必要とされるサービスが適切に提供できる体制を推進し、介護保険制度が将来にわたり安定した運営がなされるように努めてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました多くの町民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りました美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員及び関係者の皆様方に心から御礼を申し上げますとともに、本計画の推進に向けて一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 3 年 3 月

美咲町長 青野高陽

目 次

第1章	計画策定に当たって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の法的根拠	1
第4節	計画の期間	2
第5節	計画策定の体制	2
第6節	制度改正の概要と基本的な考え方	4
第2章	人口及び高齢者数等の現状と推移	8
第1節	高齢者等の現状	8
第2節	第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推移	10
第3節	介護サービスの利用状況	12
第4節	介護予防・日常生活圏域二一ズ調査からみる状況	14
第5節	在宅介護実態調査結果からみる状況	18
第6節	第8期に向けた課題	22
第3章	本町の目指す高齢者施策像	24
第1節	計画の基本理念	24
第2節	施策の体系	25
第4章	介護保険事業の推進	26
第1節	介護給付等対象サービスの量の見込み	26
第2節	標準給付額見込額	36
第3節	第1号被保険者における保険料の見込み	37
第4節	介護保険給付の適正化と効率化	41
第5章	高齢者保健福祉事業の充実	42
第1節	地域包括ケアシステムの深化・推進	42
第2節	健康づくり・介護予防の推進	55
第3節	安心して快適な住環境の整備	68
第4節	高齢者の安心・安全の確保	72
第6章	計画の推進について	82
第1節	計画の点検・評価	82
第2節	計画の周知・広報	82

資料編	83
1 美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例	83
2 美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則	84
3 美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	86

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12（2000）年 4月に創設されました。制度がスタートして 21 年が経過し、仕組みが社会全体に定着していく中でサービス利用量が増加することに伴い、介護保険料の上昇、介護従事者の不足など、超高齢化による課題がみられます。

こうした中、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年、さらには団塊のジュニア世代が高齢者となる令和 22（2040）年を見据えて、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能にしていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみでなく、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現が求められています。

本町では、美咲町高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの確立に向けた体制の構築や、高齢者を地域で支える事業、介護予防施策の展開、介護サービスの基盤強化等に取り組んできました。これまでの取組を踏まえ、今後 3 年間に、高齢者を取り巻く様々な問題に対して、本町が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを目的として、美咲町高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

第 6 期計画以後の計画は、「2025 年を見据えた地域包括ケア計画」により地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、地域包括ケアシステムを一層深化・推進するものであることから、「美咲町高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」の後継計画として、理念や考え方を引き継いで策定するものです。

「高齢者保健福祉計画」は、本町における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健福祉事業における総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する部分など、介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

第3節 計画の法的根拠

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づく、高齢者保健福祉計画（法律上は、「老人福祉計画」）と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び保健福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県が策定する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「保健医療計画」、美咲町が策定する「振興計画」、「地域福祉計画」等の関連計画の内容を踏まえたものとしします。

第4節 計画の期間

本計画期間は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度までの3年間の計画と各年度の計画として策定します。

計画	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
美咲町 高齢者保健福 祉計画・介護 保険事業計画	第7期計画			第8期計画（本計画）		

第5節 計画策定の体制

（1）策定体制

「美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例」に基づき、地域の医療・福祉等の各分野を代表とする関係者の方々と構成される「美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催し、本計画を策定しました。

具体的には、第7期計画の達成状況や課題を検討し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（美咲町高齢者の暮らしと意識に関する調査）及び在宅介護実態調査の結果を踏まえ、第8期計画の原案を審議した後、パブリックコメント手続きを実施し、保健・福祉・医療関係者や町民から貴重な意見をいただき計画に反映しました。

（2）調査の実施概要

①美咲町高齢者の暮らしと意識に関する調査

対象者	①美咲町にお住いの65歳以上の方（ただし、要介護者を除く） ※対象者：令和2年6月1日現在 ②総合事業対象者
実施期間	令和2（2020）年6月～7月
実施方法	郵送配布、郵送回収

配布数	回収数	回収率
4,307人	3,189人	74.0%

②在宅介護実態調査

対象者	在宅の 65 歳以上の要介護認定者及び介護者 ※対象者：令和 2 年 6 月 1 日現在
実施期間	令和 2（2020）年 6 月～ 7 月
実施方法	郵送配布、郵送回収

配布数	回収数	回収率
1,027 人	637 人	62.0%

第6節 制度改正の概要と基本的な考え方

(1) 介護保険事業計画における制度改訂の経過

第1期（平成12～14年度）

介護保険制度の導入・老人保健福祉計画と一体策定

第2期（平成15～17年度）

新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入

第3期（平成18～20年度）

高齢者医療確保法施行（特定健診の導入、老人保健事業の健康増進事業への移行）

第4期（平成21～23年度）

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年を目途に、医療介護総合確保推進法の施行（在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化（認知症初期集中支援推進事業）など）

第5期（平成24～26年度）

第6期（平成27～29年度）

地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組

第7期（平成30～令和2年度）

第8期（令和3～5年度）

- ◆介護予防・健康づくりの推進
- ◆共生社会の実現に向けた体制づくり
- ◆認知症「共生」・「予防」の推進
- ◆持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

	第5期 (平成24～26年度)	第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～令和2年度)	第8期 (令和3～5年度)
	2025年に向けた対応			
			2040年に向けた対応	
高齢者・介護保険制度等	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議の推進 ・在宅医療・介護の連携推進 ・生活支援サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療介護総合確保法 <ul style="list-style-type: none"> ・総合事業スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケア法 <ul style="list-style-type: none"> <地域包括ケアの深化> ◎地域包括ケアシステムの深化・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化 ・医療介護の連携の推進 ・地域共生社会の実現に向けた取組 ◎介護保険制度の持続可能性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■第8期計画に向けた課題 <ul style="list-style-type: none"> ・2025年以降の現役世代の急減 ■現状の課題 <ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、健康づくり ・家族支援、虐待防止 ○支え手 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能の強化 ・地域共生社会の実現 ・他職種連携／ICTの活用
その他		<ul style="list-style-type: none"> ●新オレンジプラン（2015～2025年） <ul style="list-style-type: none"> ○認知症の普及・啓発（認知症サポート） ○様態に応じた医療・介護等の提供（医療等研修、認知症ケアパス） ●認知症施策推進大綱 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●我が事・丸ごと地域共生社会（2016年） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障害、児童等の包括的な支援 ・複合課題（ダブルケア、8050問題）等への対応 ・「地域共生社会」の実現 ・一億総活躍社会（2016年）「安心につながる社会保障」介護離職者数をゼロに 		

(2) 国の第8期基本方針を踏まえた基本的考え方

国の「第8期計画策定における基本指針」より、第8期計画における施策の方向性を整理とすると、次のようになります。

①地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいいます。

そして、高齢化が進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、この地域共生社会の実現に向けた中核的基盤となります。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年の法改正）においては、地域共生社会の実現を目指して、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制構築の支援」「地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進」「医療・介護のデータ基盤の整備の推進」「介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」等の見直しが行われました。

今後は、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、地域包括ケアシステムの推進や、地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図っていきます。

②自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が自立した日常生活を営むことができるような支援や、要介護状態等となることへの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を図るため、次のような取組は重要です。

○自立支援・介護予防に関する普及啓発

○介護予防の通いの場の充実

○保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上・低栄養防止に係る取組

○地域ケア会議における多職種連携による取組

○地域包括支援センターの強化

○ボランティア活動や就労的活動による高齢者へ社会参加の促進

○多様なサービスである短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携した取組

加えて、運動、口腔、栄養、社会参加などの視点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施・推進により、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげ、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

③在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、これらの高齢者の入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、在宅医療・介護連携体制整備は重要です。

このためには、医療関係職種と介護関係職種の連携、医療及び介護の連携の核となる人材育成及び庁内連携の強化が必要です。

④「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の柱に沿って施策を進めることが重要です。

○認知症の普及啓発及び認知症本人からの発信支援

○通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組

○「医療・ケア・介護サービス」の基盤整備・人材確保・対応力向上の取組及び「介護者」の負担軽減等の取組

○認知症バリアフリー（認知症となってからでも住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らす）の推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援

⑤地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上・業務効率化

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組を行っていくことが重要です。

加えて、人的制約が強まる中、必要なサービスを提供していくためには、業務の効率化に取り組んでいくことが不可欠です。

具体的には、「他業種からの新規参入の促進、復職・再就職支援」「離職防止・定着促進のための働きやすい環境整備や処遇改善」「介護現場における業務仕分けやロボット・ICT[※]の活用」「介護分野の文書に係る負担軽減、要介護認定制度における業務の効率化」「介護現場革新の取組の周知広報・介護職場のイメージ刷新」等の取組があげられます。

地域包括支援センターの職員については、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も検討を行うことが必要です。

さらに地域支援事業を充実させるため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及びボランティア、市民後見人、認知症サポーター等の養成は重要です。その際、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）におけるボランティア活動へのポイント付与等の事業の活用についても検討することは必要です。

ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術のこと。

⑥災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組が重要です。

- 防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練
- 災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備
- 県・市・関係団体が連携した支援・応援体制の構築
- 平時からの業務のオンライン化の推進

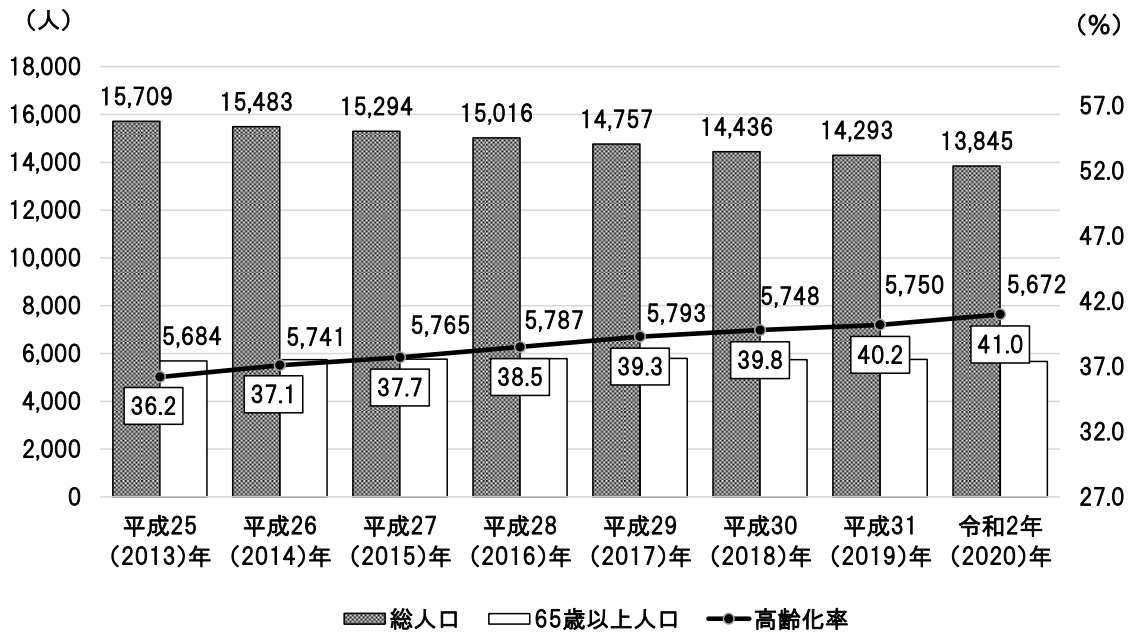
第2章 人口及び高齢者数等の現状と推移

第1節 高齢者等の現状

(1) 高齢者人口と高齢化率

住民基本台帳人口の推移をみると、本町の総人口は緩やかな減少傾向となっており、一方で、65歳以上人口は平成29(2017)年以降、減少傾向にありますが、高齢化率は右肩上がりとなっており、平成31(2019)年以降は40%を超えています。

■総人口及び65歳以上人口、高齢化率の推移■

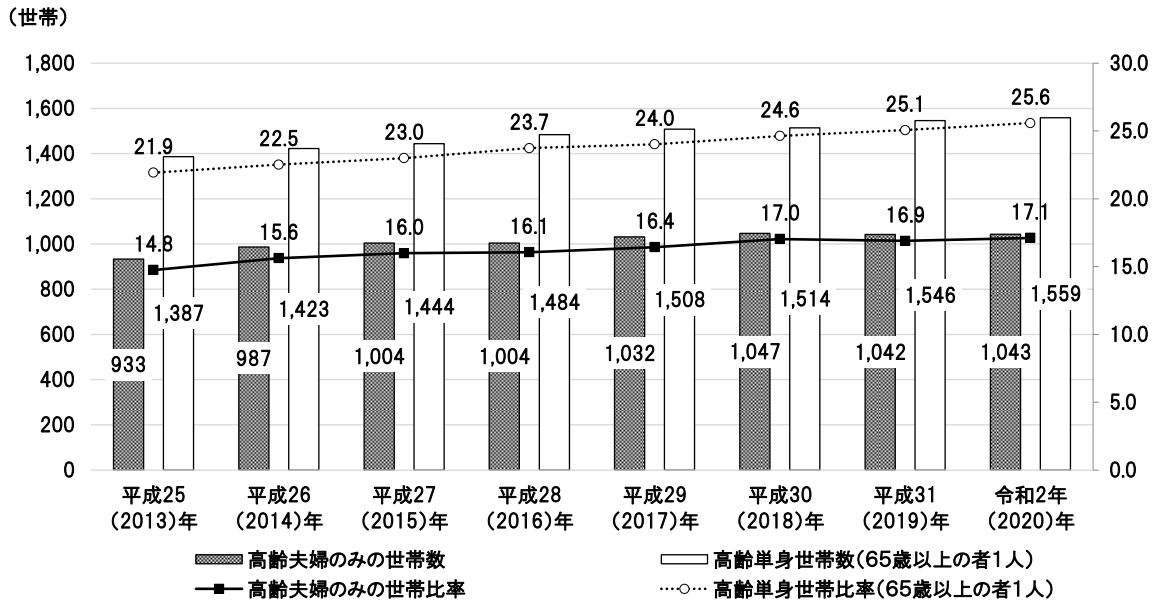


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数及び高齢者のいる世帯

65歳以上の高齢単身世帯及び65歳以上の高齢夫婦世帯はいずれも増加傾向にあり、特に、一人暮らし高齢者の増加が目立っています。

■ 高齢者のいる世帯数の推移 ■



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

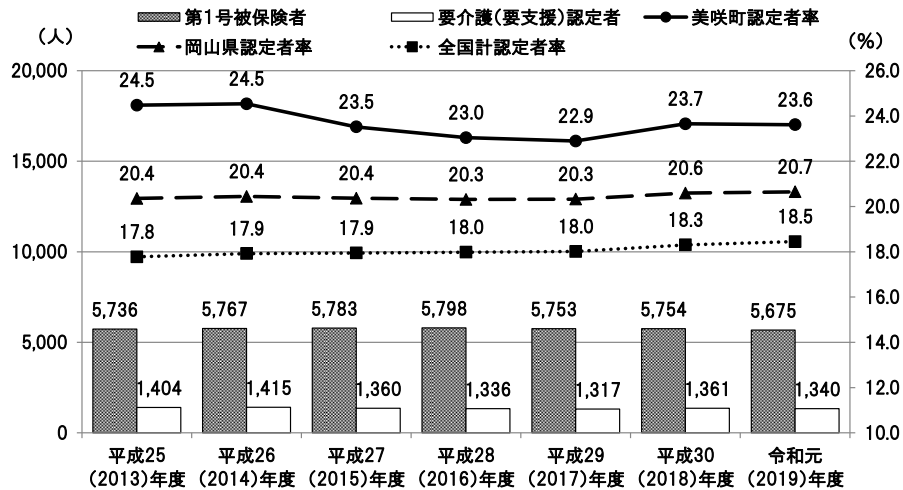
第2節 第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推移

65歳以上の第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数は、平成30（2018）年までは増加傾向にあります。認定者率は、国、県を上回る水準で推移しています。

介護度別の認定者数の推移をみると、要介護2、要介護4の認定者数については、ここ3年ほど増加傾向にあります。

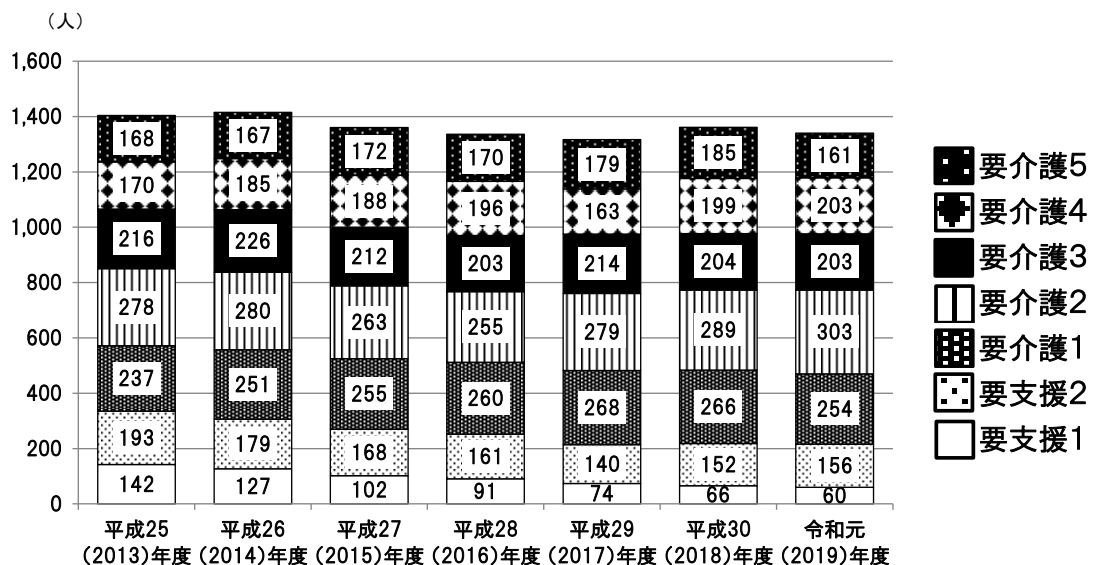
要介護度別の構成比をみると、要支援2、要介護2、要介護4の割合が増加しています。

■第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推移■



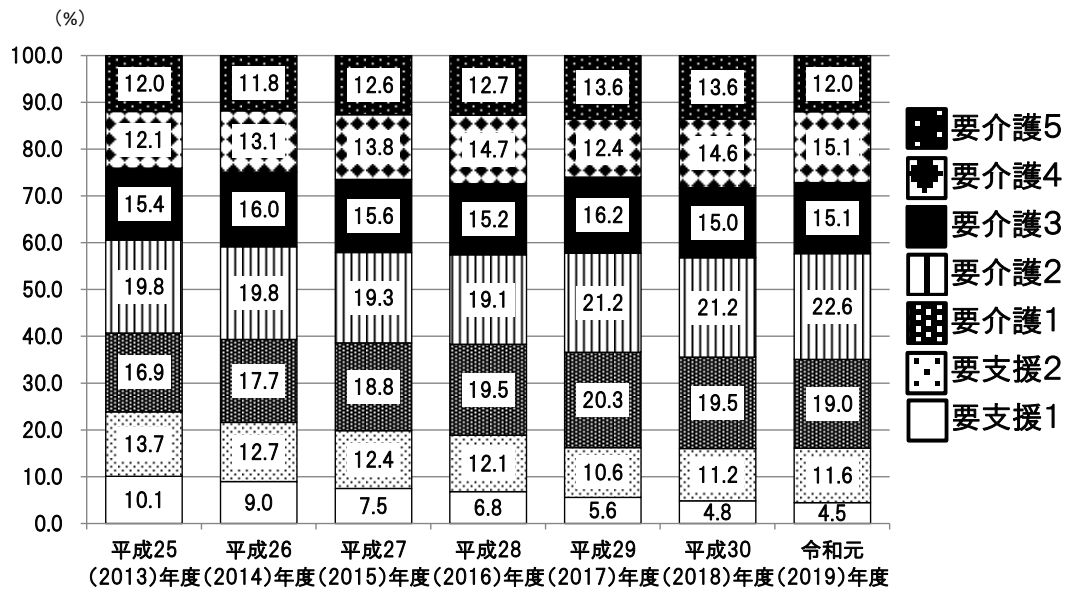
資料：各年度介護保険事業状況報告年報

■要介護（要支援）度別認定者数の推移■



資料：各年度介護保険事業状況報告年報

■要介護（要支援）度別認定者構成比の推移■



※四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

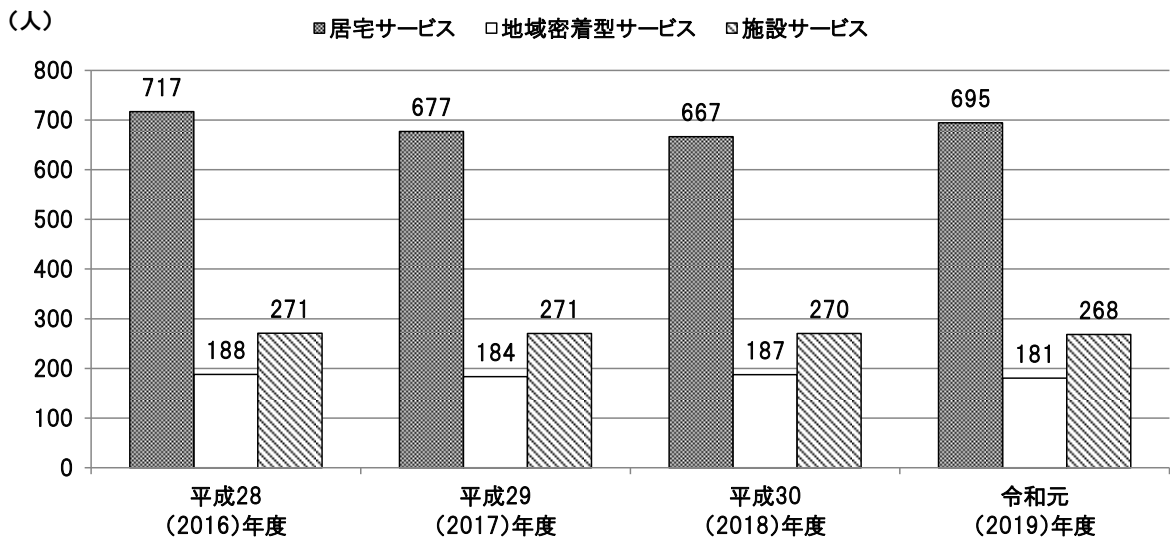
資料：各年度介護保険事業状況報告年報

第3節 介護サービスの利用状況

(1) 全国または岡山県平均との比較

- ①介護サービス受給者の推移をみると、居宅サービスの受給者数は令和元（2019）年に695人とそれまでの減少傾向から増加に転じています。地域密着型サービスの受給者数は、180人台で増減を繰り返し、施設サービスの受給者数は、270人前後とほぼ横ばいとなっています。
- ②サービス別の利用率の推移をみると、居宅サービスの利用率は岡山県や全国の値と同様に平成30（2018）年までは減少傾向で、それ以降は増加傾向にあり、岡山県や全国の値と同じ水準に近づいています。しかし、施設サービスについては、岡山県や全国の値を上回る水準で推移しています。
- ③第1号被保険者1人あたり給付額の累計は、ここ3年ほどは増加傾向にあります。

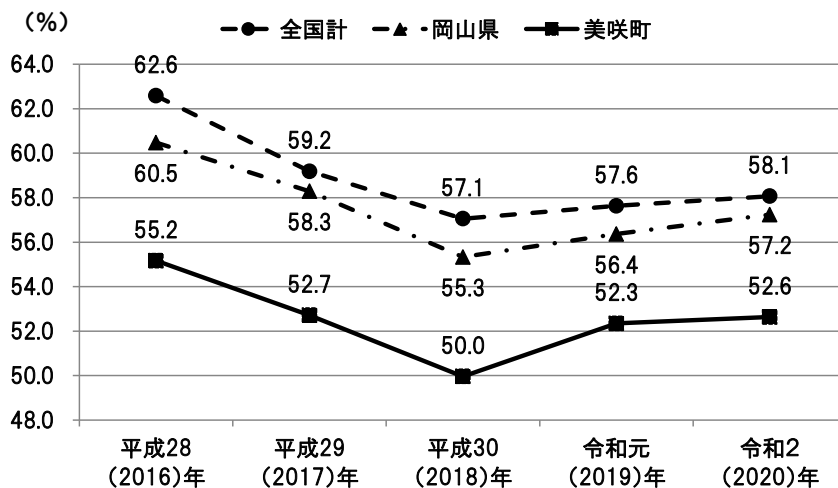
①■介護サービス受給者（月平均）の推移■



資料：各年度介護保険事業状況報告年報

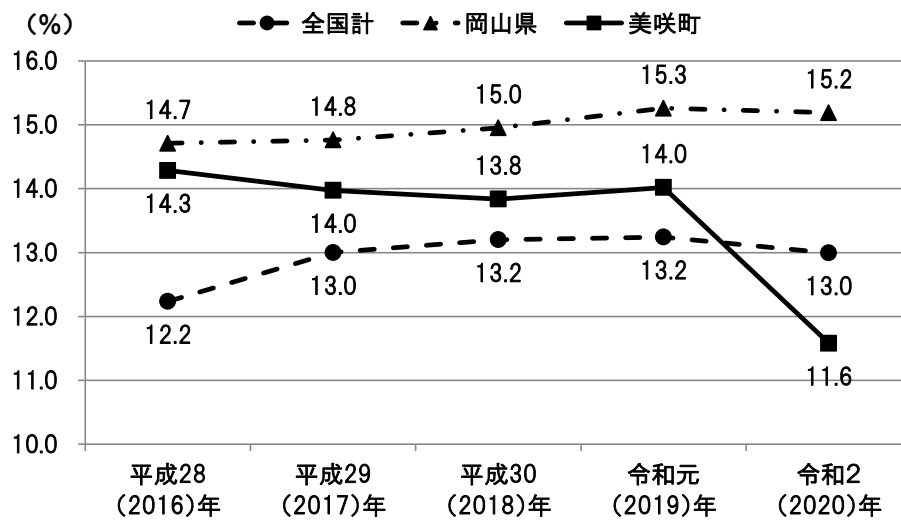
②■サービス別利用率の推移■

居宅サービス



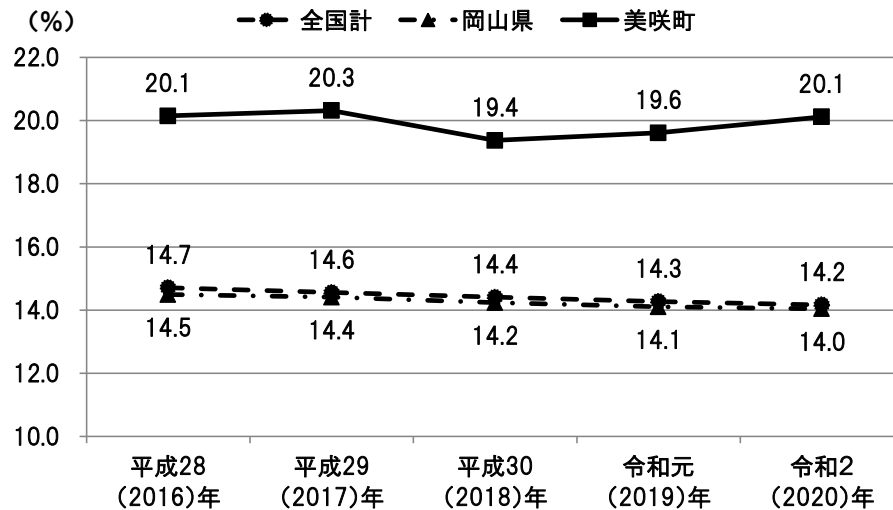
資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

地域密着型サービス



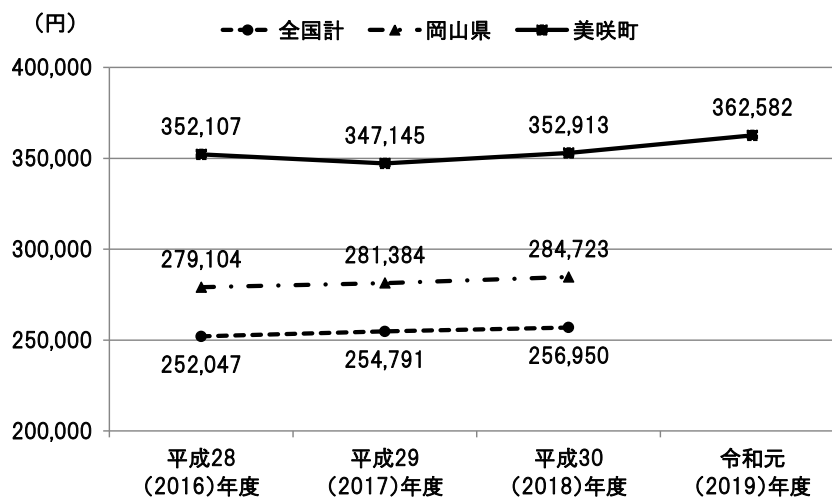
資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

施設サービス



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

③ ■ 第1号被保険者1人あたり年平均給付額の推移（県・全国比較） ■



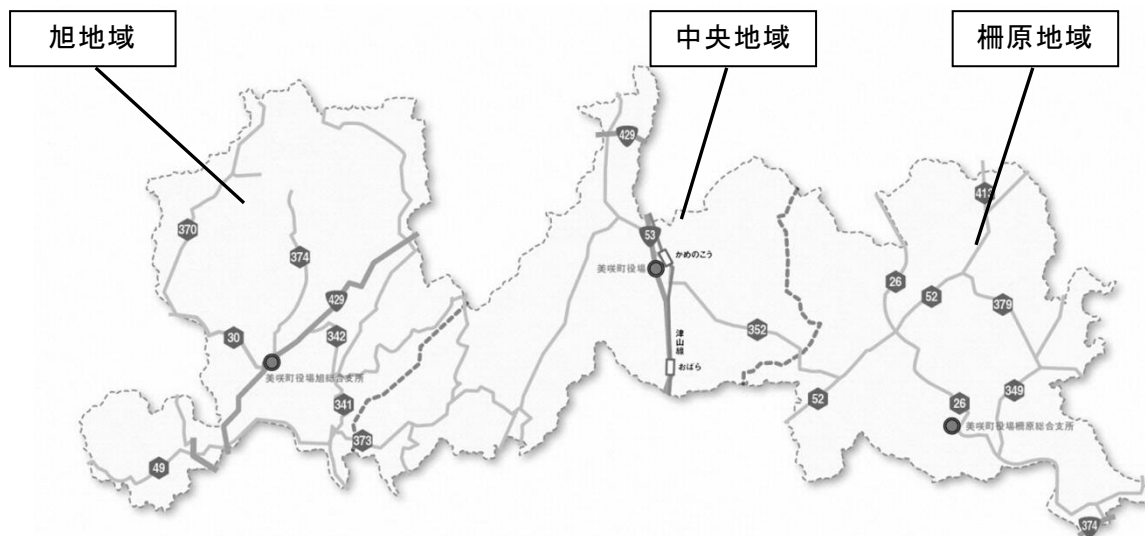
資料：介護保険事業報告年報

第4節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からみる状況

■日常生活圏の設定

住み慣れた地域でのサービス利用を可能とする観点から、町内をいくつかに分けた「日常生活圏域」を基本とするサービス提供拠点の確保が求められています。

本町では、中央地域、旭地域、柵原地域の3地域を日常生活圏域として設定しており、本計画においても、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくため、現行の日常生活圏域を引き継ぎます。



■ニーズ調査結果にみる各リスク判定の結果

単位：%

判定項目	全町	中央	旭	柵原
運動機能の低下（あり）	15.7	15.7	15.9	15.8
転倒リスク（あり）	37.6	37.8	37.5	37.2
閉じこもり傾向（あり）	30.9	30.6	34.4	29.4
口腔機能の低下（あり）	22.9	25.4	16.0	23.6
認知機能の低下（あり）	47.5	46.6	49.5	47.0
うつ傾向（あり）	39.8	41.9	33.8	40.5
手段的日常生活動作 I A D L（低い・やや低い）	12.1	12.0	11.9	12.5

※割合が高いほど各判定における機能の衰えが進行している人が多いことを表しています。

(1) 中央地域の状況

・ 本人の年齢	「前期高齢者（65歳～74歳）」が最も多い（53.3%/平均 51.9%）
・ 家族構成	「夫婦二人暮らし」が最も多い（37.6%/平均 36.2%）
・ 介護認定	「介護・介助は必要ない」の割合が最も高い（86.6%/平均 85.9%）
・ リスク判定	「転倒リスク」「口腔機能の低下」「うつ傾向」が他の地域に比べ最も高い「運動機能の低下」「認知機能の低下」が他の地域に比べ最も低い
・ 地域活動	地域活動の分野ごとの参加率をみると、他の地域に比べると、ほとんどの分野で参加率が最も低い 「地域づくり活動へ参加者として参加したい」の割合は最も高い（57.0%/平均 54.4%）
・ 力を入れてほしい施策	今後特に力を入れてほしい施策の中で、他の地域に比べ最も高い施策は、「介護に関する相談窓口の充実」（41.3%）、「在宅での訪問診療や訪問介護などの充実」（40.5%）、「自宅の食事（弁当等）を届けてもらえる配食サービス」（32.1%）

- 地域ごとに比較した傾向では、「夫婦二人暮らし」の割合が高く、本人の年齢は「前期高齢者」が最も多く、このためか、「介護・介助は必要ない」の割合も最も高くなっています。
- 「口腔機能の低下」が他の地域と比べて高いのが目立っています。
- グループ活動などへの参加は、他の地域と比べ概ね低くなっています。一方で、地域づくり活動への参加では、参加したいの割合が高く、地域活動への参加のきっかけ作りを行っていく必要があります。
- 今後特に力を入れてほしい施策として、「相談窓口の充実」が他の地域に比べ特に高くなっています。

(2) 旭地域の状況

・本人の年齢	「85 歳以上」が最も多い（13.9%/平均 12.6%） 「後期高齢者」は、他の2地域の間（48.0%/平均 47.1%）
・家族構成	「夫婦二人暮らし」の割合は、他の2地域の間（36.3%/平均 36.2%）
・介護認定	「介護を受けている」の割合が最も高い（3.8%/平均 2.8%）
・リスク判定	「運動機能の低下」「閉じこもり傾向」「認知機能の低下」が他の地域に比べ最も高い 「口腔機能の低下」「うつ傾向」「IADL※」が他の地域に比べ最も低い
・地域活動	地域活動の分野ごとの参加率をみると、他の地域と比べるとほとんどの分野で最も高い 「地域づくり活動へ参加者として参加したい」の割合は、他の2地域の間（53.3%/平均 54.4%）
・力を入れてほしい施策	今後特に力を入れてほしい施策の中で、他の地域に比べ最も高い施策は、「通院や買物等の公共交通手段の整備・充実」（44.8%）、「通院するための交通費の支援」（39.0%）、「生活用品を購入するための移動販売車の充実」（28.5%）

- 地域ごとに比較した傾向では、「後期高齢者」の割合は平均並み、「85歳以上」では最も高くなっています。
- 介護を受けている割合が最も高くなっています。
- 「閉じこもり傾向」「認知機能の低下」が他の地域に比べ高いのが目立ちます。認知症予防の推進が求められます。
- 地域活動などへの参加の割合は、他の地域と比べ高くなっています。
- 今後特に力を入れてほしい施策として「公共交通手段の確保」「外出支援」が他の地域に比べ特に高くなっています。

IADL (Instrumental Activities of Daily Living)：日常生活の基本的な動作の中でも、より高度な運動や記憶力を必要とされる動作について、どれだけ独力でできるかを図るための指標のこと。

(3) 柵原地域の状況

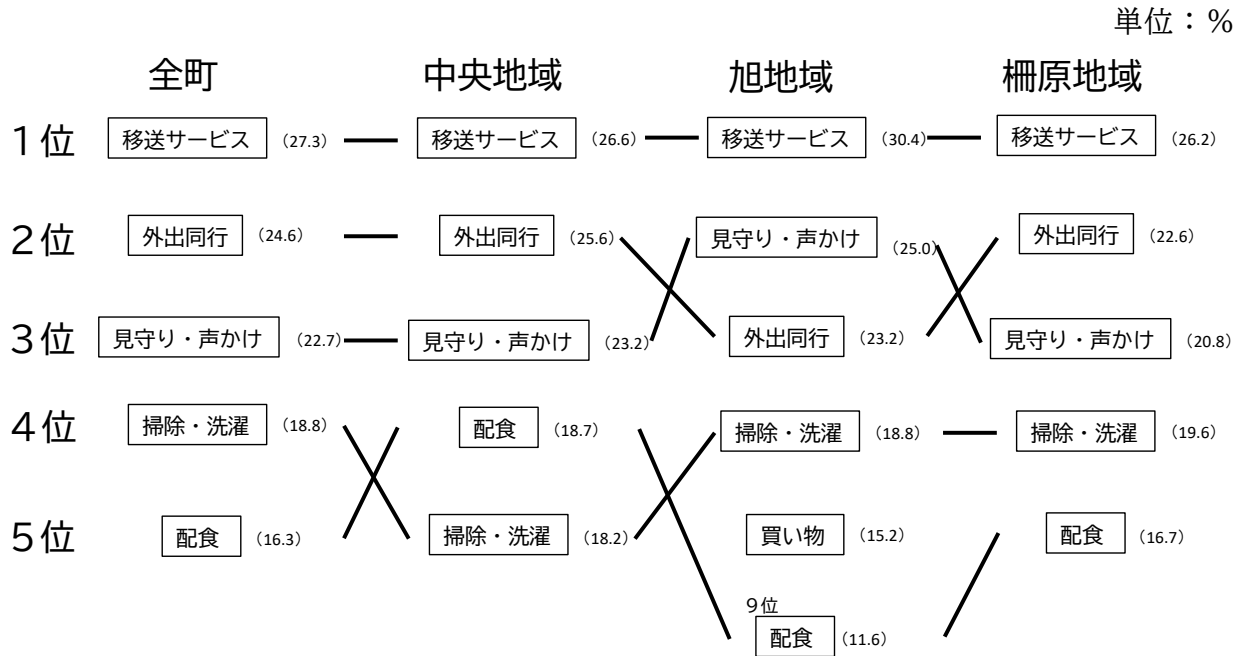
・本人の年齢	「80～84 歳」が最も多い（17.3%/平均 15.4%） 「後期高齢者」が最も多い（48.1%/平均 47.1%）
・家族構成	「一人暮らし」が最も多い（17.1%/平均 16.1%）
・介護認定	「介護・介助は必要ない」の割合は、他の2地域の間（86.3%/平均 85.9%）
・リスク判定	「IADL」が他の地域に比べ最も高い 「転倒リスク」「閉じこもり傾向」が他の地域に比べ最も低い
・地域活動	地域活動の各分野ごとの参加率をみると、他の地域に比べ最も高いのは「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」で他は、概ね他の2地域の間、「地域づくり活動へ参加者として参加したい」の割合が最も低い（51.8%/平均 54.4%）
・力を入れてほしい施策	今後特に力を入れてほしい施策の中で、他の地域に比べ最も高い施策は、「自動車免許の返納者に対する支援」（30.6%）、「定期訪問や声掛けなど見守り活動」（22.0%）

- 地域ごとに比較した傾向では、一人暮らし高齢者の割合が最も多く、後期高齢者の割合も最も多くなっています。
- 「介護・介助は必要ない」の割合は、平均並みです。
- リスク判定の結果では、他の地域に比べ目立って高いものではありません。
- 地域づくり活動への参加は、「スポーツ関係」「趣味関係」が他の地域に比べ高くなっています。
- 今後特に力を入れてほしい施策として「自動車免許返納者への支援」が他の地域に比べ、特に高くなっています。

第5節 在宅介護実態調査結果からみる状況

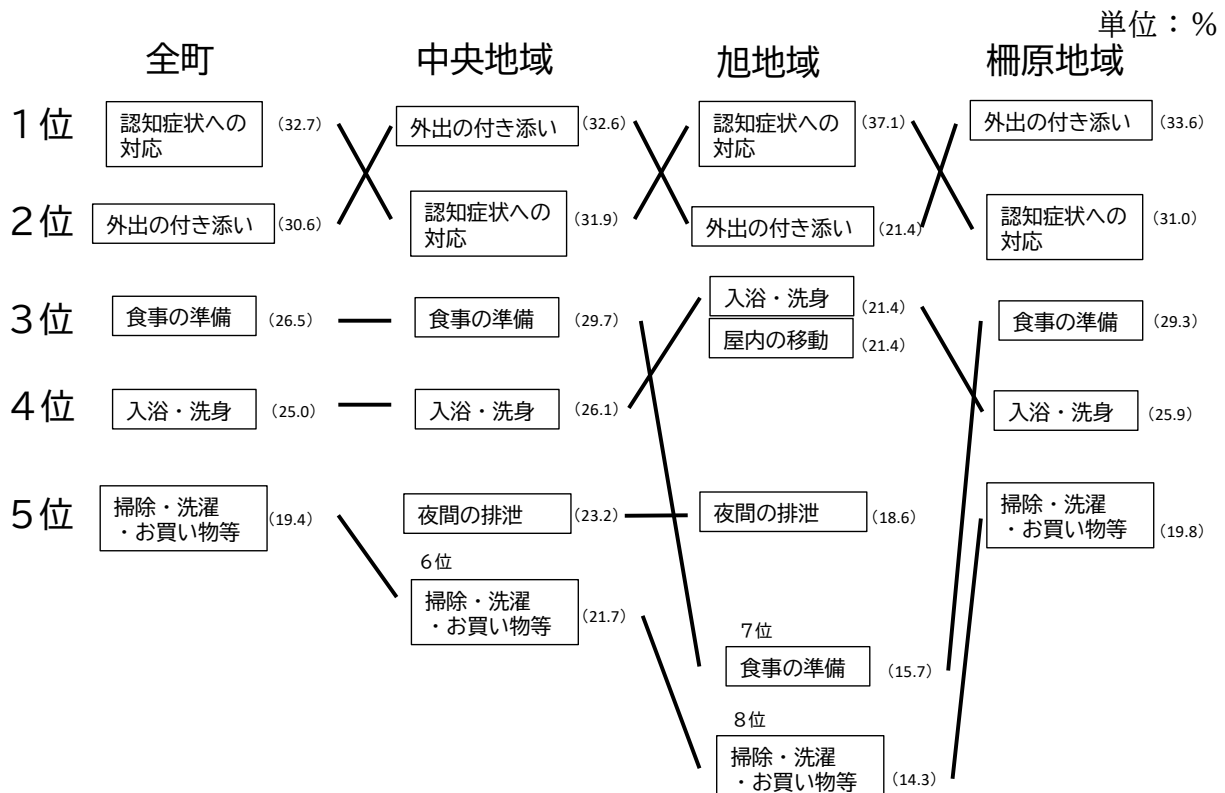
(1) 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

回答率の高い順位の支援・サービスを掲げると、次のようになります。(数字は回答率)



(2) 介護者が不安に感じていること

回答率の高い順位の「不安に感じていること」を掲げると、次のようになります。



(3) 中央地域の状況

- 世帯類型については、単身世帯、夫婦のみ世帯以外の「その他」が最も多く 52.7%、次いで「夫婦のみ世帯」(27.1%)、「単身世帯」(19.7%)です。他の地域に比べ「夫婦のみ世帯」が最も高くなっています。
- 週当たりの家族・親族の介護頻度は、「ほぼ毎日」が 47.3%、「週4日以下」20.7%、「ない」は 25.6%です。他の地域に比べ「ほぼ毎日」が最も高くなっています。
- 主な介護者は「子」が最も多く 52.9%、次いで「配偶者」26.8%、「子の配偶者」15.9%です。他の地域に比べ「子の配偶者」が最も高くなっています。
- 主な介護者の年齢について「60歳以上」の割合をみると、76.8%です。他の地域に比べ最も高くなっています。
- 現在利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについては、「移送サービス」(13.8%)が最も多く、次いで「外出同行」(11.8%)、「サロンなどの通いの場」(10.8%)です。
- 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス」(26.6%)、「外出同行」(25.6%)、「見守り・声かけ」(23.2%)の順です。他の地域に比べると「配食」(18.7%)が高くなっています。
- 現時点での施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が 55.7%です。「入所・入居は検討している・すでに申し込みをしている」は 34.5%で他の地域に比べ最も高くなっています。
- 介護を主な理由として過去1年の間に「仕事を辞めた・転職した家族・親族がいる」は、13.0%で、他の2地域の中間の値です。
- 主な介護者の現在の勤務形態は、「フルタイム・パートタイムで働いている」が 36.2%で他の2地域の中間の値です。
- 現在の生活を継続していくにあたって、介護者の方が不安に感じていることについては、「外出の付き添い」(32.6%)、「認知症状への対応」(31.9%)、「食事の準備」(29.7%)の順です。他の地域に比べると「夜間の排泄」(23.2%)が高くなっています。

(4) 旭地域の状況

- 世帯類型については、単身世帯、夫婦のみ世帯以外の「その他」が最も多く 55.4%、次いで「単身世帯」(28.6%)、「夫婦のみ世帯」(16.1%)です。他の地域に比べ「単身世帯」が特に高くなっています。
- 週当たりの家族・親族の介護頻度は、「ほぼ毎日」が 32.1%、「週4日以下」30.3%、「ない」は 32.1%です。他の地域に比べ「ない」が特に高くなっています。
- 主な介護者は「子」が最も多く 48.6%、次いで「配偶者」22.9%、「子の配偶者」12.9%です。他の地域に比べ「子」がかなり低くなっています。
- 主な介護者の年齢について「60歳以上」の割合をみると、72.9%です。他の2地域の中間の値です。
- 現在利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについては、「移送サービス」(14.3%)が最も多く、次いで「見守り・声かけ」(13.4%)、「サロンなどの通いの場」(13.4%)です。
- 今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービスについては、「移送サービス」(30.4%)、「見守り・声かけ」(25.0%)、「外出同行」(23.2%)の順です。他の地域に比べると、「移送サービス」が特に高くなっており、「配食」はかなり低くなっています。
- 現時点での施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が 58.9%です。「入所・入居は検討している・すでに申し込みをしている」は 31.2%です。他の2地域の中間の値となっています。
- 介護を主な理由として、過去1年の間に「仕事を辞めた・転職した家族・親族がいる」は 10.0%で、他の地域に比べ最も低くなっています。
- 主な介護者の現在の勤務形態は、「フルタイム・パートタイムで働いている」が 40.0%で、他の地域に比べ最も高くなっています。
- 現在の生活を継続していくにあたって、介護者の方が不安に感じていることについては、「認知症状への対応」(37.1%)、次いで「屋内の移動」(21.4%)、「外出の付き添い」(21.4%)、「入浴・洗身」(21.4%)が並んでいます。他の地域に比べると「屋内の移動」が特に高くなっており、「食事の準備」「掃除・洗濯・買い物等」は特に低くなっています。

(5) 柵原地域の状況

- 世帯類型については、単身世帯、夫婦のみ世帯以外の「その他」が最も多く 49.4%、次いで「夫婦のみ世帯」(26.2%)、「単身世帯」(23.2%)です。他の地域に比べ「その他」が最も低くなっています。
- 週当たりの家族・親族の介護頻度は、「ほぼ毎日」が 41.1%、「週4日以下」28.0%、「ない」は 23.8%です。他の地域に比べ「ない」が最も低くなっています。
- 主な介護者は「子」が最も多く 54.3%、次いで「配偶者」26.7%、「子の配偶者」9.5%です。他の地域に比べ「子」が最も高く、また「子の配偶者」が最も低くなっています。
- 主な介護者の年齢について「60歳以上」の割合をみると、67.2%です。他の地域に比べ最も低くなっています。
- 現在利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについては、「移送サービス」(16.1%)が最も多く、次いで「外出同行」(14.9%)、「サロンなどの通いの場」(11.3%)です。
- 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス」(26.2%)「外出同行」(22.6%)、「見守り・声かけ」(20.8%)の順です。
- 現時点での施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が 60.7%です。「入所・入居は検討している・すでに申し込みをしている」は 25.6%で、他の地域に比べ最も低くなっています。
- 介護を主な理由として、過去1年の間に「仕事を辞めた・転職した家族・親族がいる」は 14.7%で、他の地域に比べ最も高くなっています。
- 主な介護者の現在の勤務形態は、「フルタイム・パートタイムで働いている」が 29.4%で他の地域に比べ最も低くなっています。
- 現在の生活を継続していくにあたって、介護者の方が不安に感じていることについては、「外出の付き添い」(33.6%)、「認知症状への対応」(31.0%)、「食事の準備」(29.3%)の順です。

第6節 第8期に向けた課題

アンケート調査結果等から見られる課題を整理すると次のようになります。

(1) 健康づくり・介護予防の取組

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、健康に不安を持っている人は19.6%（前回調査 23.2%）です。また「現在治療中、または後遺症のある病気」は「ない」という人は、14.6%（前回調査 15.2%）とわずかであり、大半の人が、現在治療中か、後遺症のある方です。

更に、運動器機能と転倒リスクについてみると、運動器の機能低下のみられる人は15.7%（前回調査 20.3%）、転倒リスクのある人は、37.6%（前回調査 37.0%）を占め、両者とも年齢が高くなるほど急激に高くなります。

今後とも町民の健康づくりに関する意識の高揚、健康づくりの取組及び介護予防活動の充実が求められます。

(2) 認知症に対する取組

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、「認知症の症状がある又は家族に症状のある人」の有無については、「はい」が10.7%となっています。また、認知症に関する相談窓口の認知率は39.6%とあまり高くありません。

「在宅介護実態調査」では、「現在の生活を継続していくにあたっての不安に感じる」としては、「認知症状への対応」が32.7%で第1位となっています。なお、前回調査では、「認知症への対応」は22.8%と第2位でしたので、今回はかなり高くなっています。（前回調査の第1位は「外出の付き添い、送迎等」で24.8%、今回調査では、これが30.6%で第2位）

認知症については、更に増加が見込まれることから、今後とも認知症施策を総合的に推進し、認知症になっても、地域の中で自分らしく暮らし続けることができる環境整備が必要です。

(3) 在宅でも安心して暮らせるための取組

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、「介護が必要になった時の生活場所」としては、「自宅で介護してもらいたい」は30.9%、「施設・病院へ入所したい」は、26.5%、「家族に任せる・わからない」は38.6%と、在宅に指向しています。

「在宅介護実態調査」によると、「現時点での施設等への入所・入居の検討状況」については、「検討していない」が58.3%（前回調査 56.5%）と6割近くを占めています。

このように、在宅の意向は高い状況で推移するものと考えられます。

このため、今後とも、在宅医療・介護連携の強化や、高齢者の在宅生活を支えるサービスや地域での支え合い体制の充実、家族介護への支援の充実等が求められます。

(4) 生きがいづくり・社会参加への取組

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、「生きがいはありますか」という質問に対し、「生きがいがある」という回答は 51.2%です。この比率は年齢が高くなるほど少なくなっており、85 歳以上では、男性 37.1%、女性 38.2%となっています。なお、「生きがいがある」の比率を前回調査と比べると、前は 56.4%でしたので、今回若干減少しています。

「生きがい」と関連性が高いのは、地域活動への参加状況と考えられます。これについてみると、各種活動への参加率（年に数回以上参加の割合）は、「町内会・自治会」が 54.5%と最も高く、次いで「ボランティアのグループ」（30.5%）、「趣味関係のグループ」（29.7%）、「収入のある仕事」（28.9%）、「老人クラブ」（28.3%）が続いています。また、地域づくりへの参加意向としては、参加意向率は 54.4%（前回調査 57.1%）と変わらず高くなっています。

高齢者が生きがいを持って、いつまでも元気に活躍できる高齢期を過ごすために、高齢者が地域や社会に参加して、人との関わりを持ちながら暮らしていけるような取組・環境整備の充実が求められます。

「今後、行政が力を入れるべき取組」としては、「公共交通手段の整備・充実」（40.8%）や「交通費の支援」（34.4%）は上位にあげられています。今後とも社会参加の促進のためには、外出支援は重要です。

(5) 災害に備えた取組

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、風水害や火事・地震などの災害時に自力で避難ができるかどうかについては、「できる」が 74.8%、「できない」が 5.3%、「わからない」が 16.7%です。「できる」の比率は 85 歳以上になると、男性は 66.2%、女性は 38.2%と急激に減少しています。

また、地域で行われる防災訓練への参加状況をみると、「参加している」は 34.4%にとどまり、「参加したことはない」が 41.0%と最も多く、「以前参加したことはあるが、現在は参加していない」が 19.9%となっています。

平成 30 年 7 月の豪雨など、近年災害があらこちらで多発しています。

今後とも、町民一人ひとりの防災意識の向上、避難行動要支援者の登録についての周知・利用促進、常日頃からの災害に備えての取組等、防災・減災対策の強化が求められます。

(6) 地域包括支援センターの機能強化

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、「今後、行政が力を入れるべき取組」として、地域包括支援センターの機能に関することと考えられる「在宅での訪問診療や訪問介護などの充実」（39.5%）、「介護に関する相談窓口の充実」（37.8%）が、2位と3位にランクされています。

地域包括支援センターは、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関です。今後とも、地域包括支援センターの体制整備・機能強化が求められています。

第3章 本町の目指す高齢者施策像

第1節 計画の基本理念

これまでの美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における基本理念は、「“元気”が合い言葉！！みんなが健康で、いきいきと笑顔で暮らせるまち美咲」と定められていました。

この基本理念は、本町の振興計画に掲げる将来像である「世界にはばたく『元気』な美咲町」に沿ったものであり、また高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の考え方と軌を一にするものです。

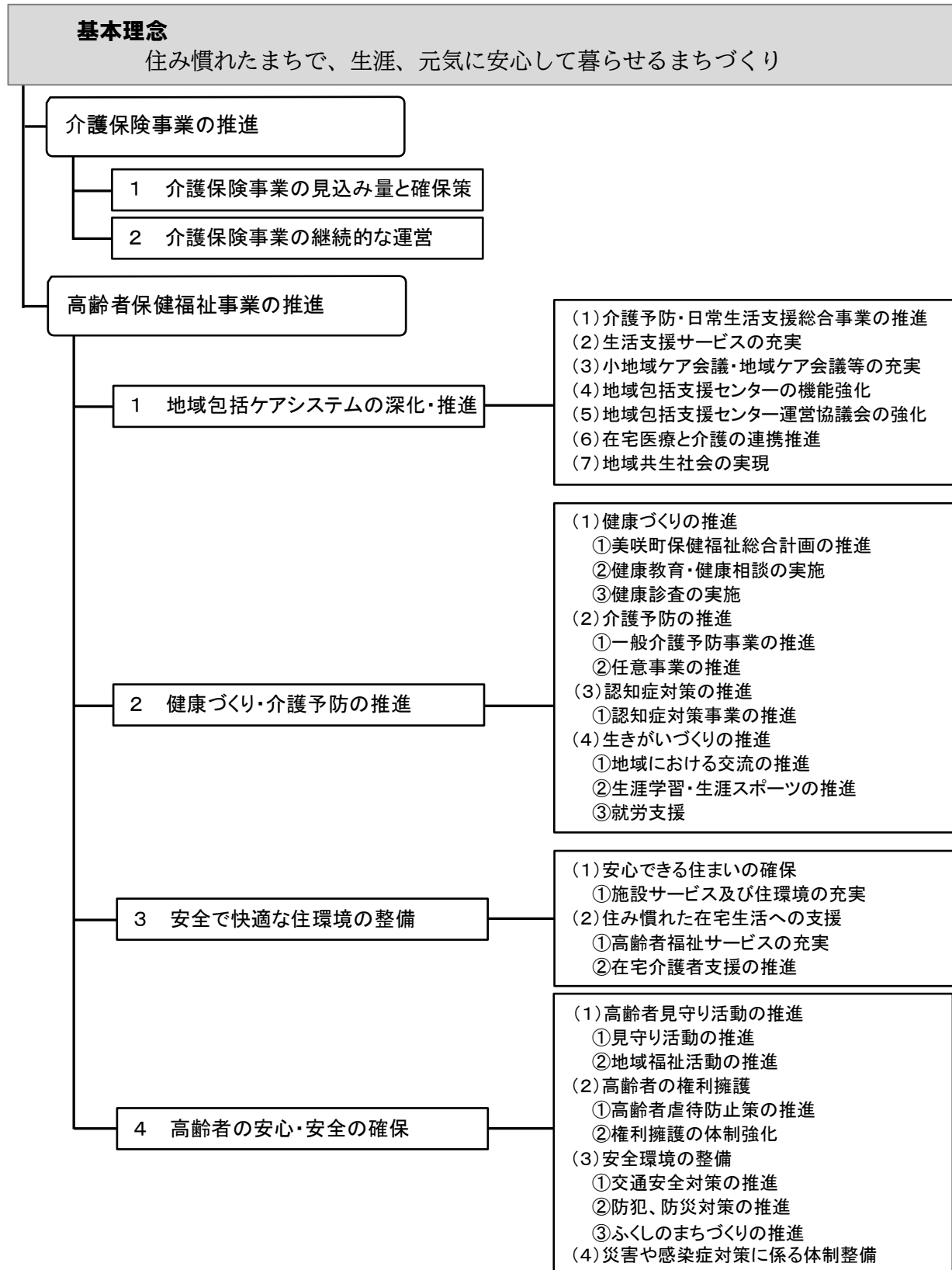
本計画である第8期計画においては、これまで推進してきた本町が目指す「地域包括ケアシステム」の深化・推進・構築を図っていくことから、基本的な考え方は変えないものの、「美咲町第三次振興計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」の将来像である「ひと 輝くまち みさき」の実現を目指し、福祉分野の基本目標に準拠して「住み慣れたまちで、生涯、元気に安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として位置づけます。

基本理念

住み慣れたまちで、生涯、元気に安心して暮らせるまちづくり
～ “ひと 輝くまち みさき” の実現を目指して～

第2節 施策の体系

本計画の基本理念である「住み慣れたまちで、生涯、元気に安心して暮らせるまちづくり」を目指して、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。



第4章 介護保険事業の推進

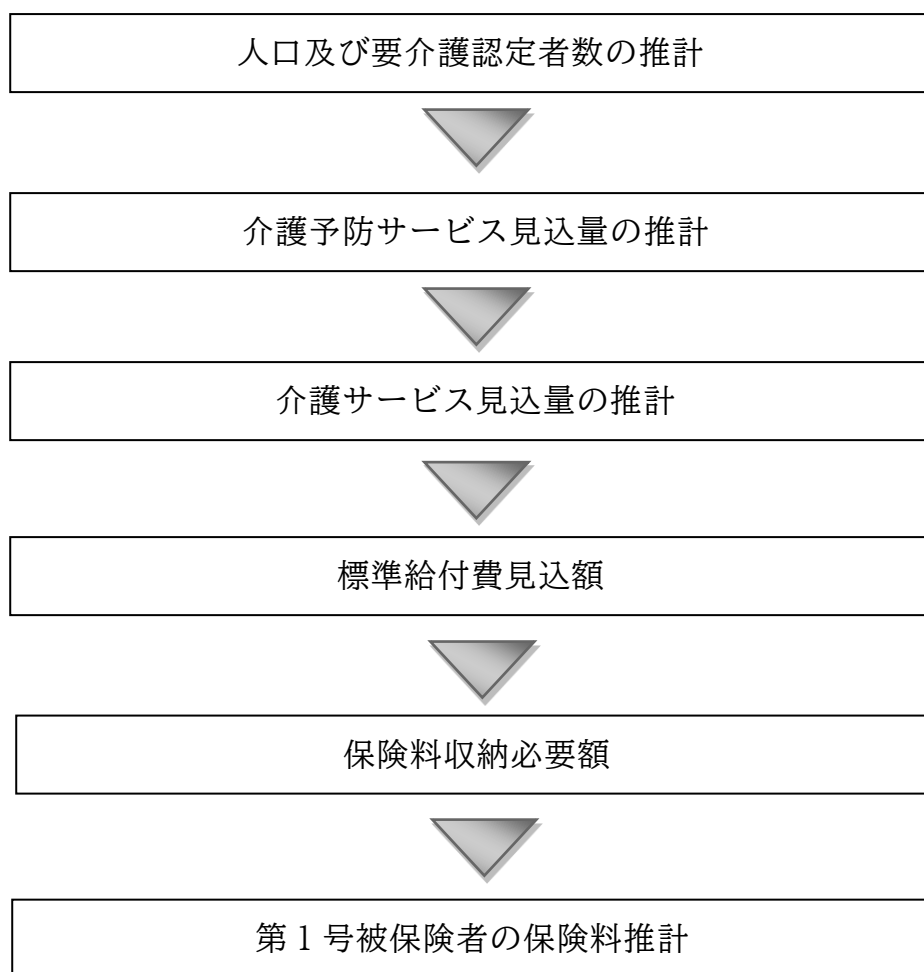
第1節 介護給付等対象サービスの量の見込み

(1) 推計の流れ

本計画では、高齢化が一段と進む令和7（2025）年度に向けた地域包括ケアシステムの構築を見据え、要介護（要支援）認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、第8期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）及び令和7（2025）年度、令和22（2040）年度の推計を行います。

推計の流れは以下のとおりです。

■推計の流れ■

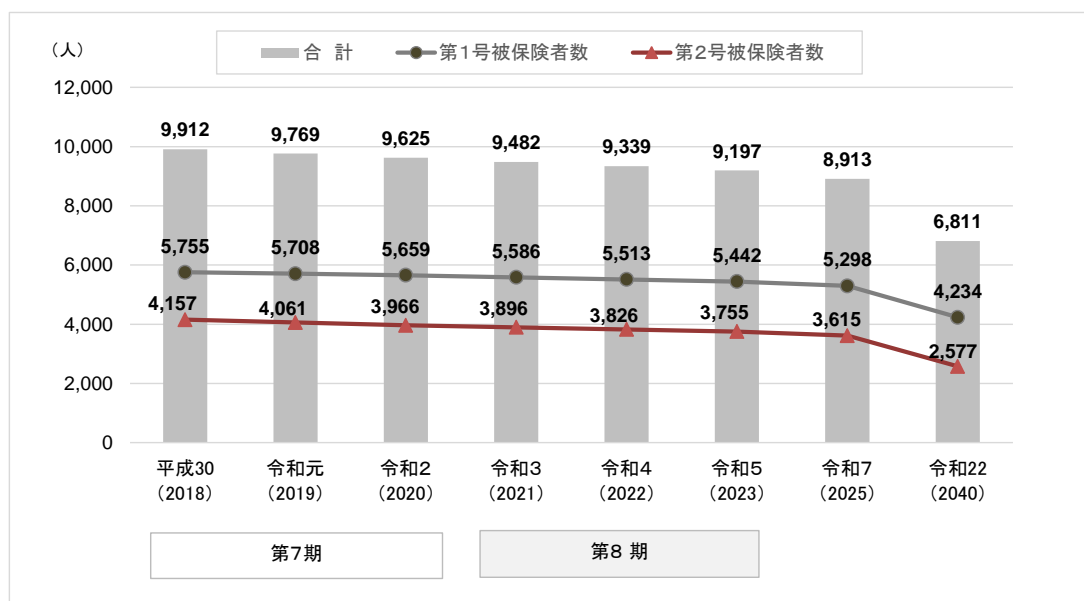


(2) 被保険者数の将来推計

第1号被保険者数と第2号被保険者数を合わせた全被保険者数は第8期の最終年度である令和5（2023）年度で9,197人と、第7期はじめの平成30(2018)年度の9,912人に比べ、約7%減少することが予想されます。

このうち、第1号被保険者は、令和5（2023）年度で5,442人と、平成30(2018)年度の5,755人に比べ、約6%減少することが予想されます。

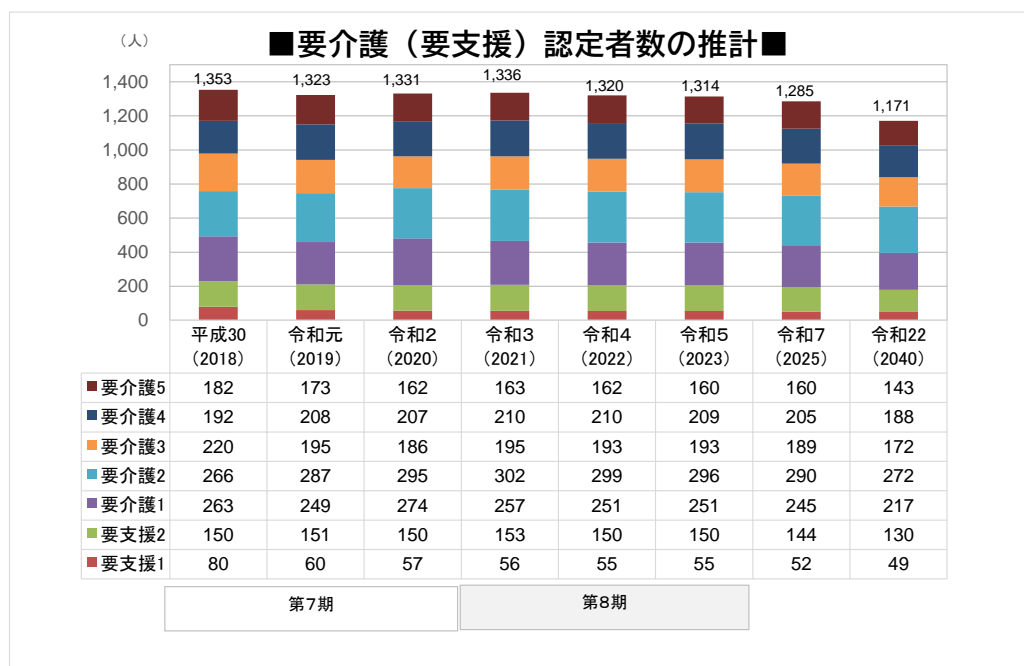
■被保険者数の推移■



(3) 要介護（要支援）認定者数の将来推計

第1号被保険者数の要介護等認定者数は、増減を繰り返し、第8期の最終年度である令和5（2023）年度で1,314人と、第7期はじめの平成30(2018)年度の1,353人に比べ、40人程度の減少と予想されます。

介護度別では、第8期中、要支援1、2は横ばい傾向にあり、要介護1以上はおおむね微増することが予想されます。



(4) 第8期での介護(介護予防)サービスの概要

①居宅介護(介護予防)サービス等

要介護者や認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の増加とともに、その支援ニーズが多様化している今日、要介護者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、利用者のニーズ等を踏まえたサービスの提供を行います。

②地域密着型サービス

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築にあたって中核となるサービスであり、要介護高齢者の身体状況や支援ニーズ等を把握しながら、サービスの必要量を適切に見込み、多様な事業所の参入や既存事業所の事業拡大が促進されるよう、業務効率化を踏まえた情報提供・相談援助を行います。

③施設介護サービス

施設利用者については、要介護度が高く、施設入所の必要性の高い方が優先的に入所できるような環境づくりに努め、早期の在宅復帰が図れるようケアマネジメントの質の向上に努めます。

(5) サービス種類別利用者数の見込量

①介護給付

		第7期			第8期			令和 7年度	令和 22年度
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
(1) 居宅サービス									
訪問介護	回数	2,595	2,522	2,364	2,493	2,458	2,423	2389	2191
	人数	123	121	110	116	114	113	111	102
訪問入浴介護	回数	23	16	19	19	19	19	19	19
	人数	6	4	4	4	4	4	4	4
訪問看護	回数	369	327	338	302	302	302	286	268
	人数	55	52	49	46	46	46	44	41
訪問リハビリテーション	回数	242	173	167	131	131	131	131	131
	人数	16	12	12	9	9	9	9	9
居宅療養管理指導	人数	55	69	94	103	102	101	99	91
通所介護	回数	2,839	2,944	2,869	3,034	2,984	2,951	2915	2647
	人数	292	295	297	300	295	292	288	262
通所リハビリテーション	回数	465	502	454	499	499	499	484	433
	人数	64	67	61	63	63	63	61	55
短期入所生活介護	日数	774	742	830	923	934	943	965	932
	人数	79	79	69	82	83	84	86	83
短期入所療養介護（老健）	日数	64	71	60	71	71	71	71	60
	人数	8	11	11	12	12	12	12	10
短期入所療養介護（病院等）	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	337	350	342	363	356	353	350	320
特定福祉用具購入費	人数	7	6	9	7	7	7	6	6
住宅改修費	人数	5	6	8	11	11	11	9	8
特定施設入居者生活介護	人数	53	58	60	64	63	63	63	58
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数	442	402	353	420	420	420	412	367
	人数	47	41	28	41	41	41	40	36
認知症対応型通所介護	回数	80	91	71	92	92	92	73	73
	人数	6	6	4	5	5	5	4	4
小規模多機能型居宅介護	人数	22	22	20	25	27	27	26	24
認知症対応型共同生活介護	人数	53	52	53	57	57	57	57	51
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	58	57	56	54	54	54	54	49
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	人数	165	162	158	157	157	157	156	141
介護老人保健施設	人数	99	93	99	96	96	96	94	88
介護医療院	人数	5	14	15	17	17	17	17	16
介護療養型医療施設	人数	1	1	0	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	人数	520	514	501	506	498	494	488	443

②介護予防給付

		第7期			第8期			令和 7年度	令和 22年度
		平成30 年度	令和元 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問看護	回数	8	4	7	12	12	12	12	12
	人数	2	2	1	2	2	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	回数	25	0	0	0	0	0	0	0
	人数	2	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数	2	2	1	1	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	人数	10	12	14	12	12	12	12	11
介護予防短期入所生活介護	日数	38	28	3	7	7	7	7	7
	人数	4	3	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	日数	1	2	0	0	0	0	0	0
	人数	0	1	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	62	59	71	78	76	76	74	67
特定介護予防福祉用具購入費	人数	2	2	2	3	3	3	3	3
介護予防住宅改修	人数	2	2	2	3	3	3	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	5	5	4	4	4	4	4	4
(2) 地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	2	3	3	3	3	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人数	71	68	77	75	73	73	70	64

◆居宅介護(介護予防)サービス等の内容◆

事業名	事業概要
訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の介護や、家事等の日常生活の援助を行います。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等で自宅を訪問して、入浴の介助を行います。
訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の指示に基づいて看護師等が自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。
通所介護	デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーション等を通じた機能訓練を行います。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	施設等に短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	医療施設等に短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等で、食事・入浴・排せつ、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフト等、日常生活を助ける用具を貸与します。
特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	心身の機能が低下した人に、入浴や排せつに用いる用具の購入費の一部を支給します。
住宅改修・介護予防住宅改修	手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替え等、小規模な住宅改修をする場合、改修費の一部を支給します。
居宅介護支援・介護予防支援	「居宅介護支援」は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整等の支援を行います。「介護予防支援」は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整等の支援を行います。

◆地域密着型サービスの内容◆

事業名	事業概要
認知症対応型通所介護・介護 予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。
小規模多機能型居宅介護・介護 予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスであり、通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)・介護予防 認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を受けられます。
通所介護	要介護 1 以上の高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。
特定施設入居者生活介護	指定を受けた入居定員 30 人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームに入居している利用者は、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護状態となった場合でも、利用者は可能な限り居宅において、利用者自身が持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すサービスを受けられます。
介護老人福祉施設入所者生活 介護	入居定員 30 人未満の特別養護老人ホームに入居している利用者は、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう、自律的な日常生活を営むことを支援するサービスを受けられます。

◆施設介護サービスの内容◆

事業名	事業概要
介護老人福祉施設（特別養護 老人ホーム）	介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排せつ等の介助、機能訓練、健康管理等を行う施設サービスです。
介護老人保健施設	病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助等を行う施設サービスです。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護等を行う施設サービスです。
介護医療院	長期にわたる療養が必要な人が入所し、療養上の管理のもとで介護や機能訓練を行う施設サービスです。

③日常生活圏域別地域密着型サービスの見込量

■日常生活圏域ごとの地域密着型サービス（施設系）必要利用定員総数の見込み■

単位：人

サービス種別	地域名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	中央	36	36	36
	旭	0	0	0
	柵原	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	中央	20	20	20
	旭	25	25	25
	柵原	20	20	20

地域密着型サービスにおける日常生活圏域ごとのサービス量の見込みは以下のとおりです。

■日常生活圏域ごとの地域密着型サービス利用量の見込み■

単位：人/月

サービス種別	地域名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	中央	2	2	2
	旭	1	1	1
	柵原	2	2	2
小規模多機能型居宅介護	中央	10	11	11
	旭	5	6	6
	柵原	10	10	10
認知症対応型共同生活介護	中央	24	24	24
	旭	12	12	12
	柵原	21	21	21
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	中央	23	23	23
	旭	11	11	11
	柵原	20	20	20
地域密着型通所介護	中央	17	17	17
	旭	9	9	9
	柵原	15	15	15

※算出方法：全町の見込み量を地域別の高齢者割合や利用状況等で算出

(6) サービス種類別年間給付費の推計

①介護給付

(単位：千円)

	第7期			第8期			令和 7年度	令和 22年度
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
(1) 居宅サービス計	659,457	683,863	688,399	740,108	733,306	728,446	721,191	662,316
訪問介護	86,148	84,385	81,780	86,794	85,617	84,414	83,189	76,308
訪問入浴介護	3,121	2,200	2,700	2,717	2,718	2,718	2,718	2,718
訪問看護	26,350	24,449	22,470	19,814	19,825	19,825	18,871	17,713
訪問リハビリテーション	8,308	6,023	5,700	4,503	4,506	4,506	4,506	4,506
居宅療養管理指導	3,751	4,115	5,247	5,777	5,728	5,664	5,556	5,112
通所介護	238,878	246,776	241,383	261,935	258,127	254,675	252,184	228,908
通所リハビリテーション	43,621	48,124	43,738	46,966	46,992	46,992	45,599	40,913
短期入所生活介護	73,442	71,419	79,470	88,740	89,765	90,243	92,036	88,239
短期入所療養介護（老健）	8,435	9,427	8,256	9,479	9,484	9,484	9,484	7,931
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	50,449	52,765	50,897	54,270	53,383	52,764	52,570	48,160
特定福祉用具購入費	2,555	2,100	3,545	2,538	2,538	2,538	2,087	2,087
住宅改修費	4,831	5,478	8,905	10,899	10,899	10,899	8,667	7,797
特定施設入居者生活介護	109,568	126,602	134,308	145,676	143,724	143,724	143,724	131,924
(2) 地域密着型サービス計	430,748	423,278	426,880	458,142	463,470	463,470	457,796	414,330
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	40,051	37,847	35,994	41,422	41,445	41,445	40,797	36,285
認知症対応型通所介護	5,555	6,335	5,039	8,279	8,283	8,283	6,771	6,771
小規模多機能型居宅介護	56,531	54,987	48,569	62,172	67,282	67,282	63,768	59,288
認知症対応型共同生活介護	156,504	152,837	162,132	175,568	175,665	175,665	175,665	157,267
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	172,107	171,272	175,145	170,701	170,795	170,795	170,795	154,719
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス計	829,164	842,913	865,619	867,656	868,138	868,138	859,056	788,132
介護老人福祉施設	491,989	486,791	488,078	488,761	489,032	489,032	485,726	438,858
介護老人保健施設	312,367	296,450	318,428	311,271	311,444	311,444	305,668	285,657
介護医療院	21,165	55,016	59,113	67,624	67,662	67,662	67,662	63,617
介護療養型医療施設	3,643	4,656	0	0	0	0		
(4) 居宅介護支援	85,585	82,278	80,078	82,118	80,895	80,205	79,321	71,990
合計	2,004,954	2,032,331	2,060,975	2,148,024	2,145,809	2,140,259	2,117,364	1,936,768

※給付費は年間累計の金額、回数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数。

②介護予防給付

(単位：千円)

	第7期			第8期			令和 7年度	令和 22年度
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
(1) 介護予防サービス計	20,241	19,230	18,250	19,601	19,461	19,461	18,437	17,394
介護予防訪問看護	594	392	600	993	994	994	994	994
介護予防訪問リハビリテーション	852	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	112	119	46	46	46	46	46	46
介護予防通所リハビリテーション	4,221	5,561	6,015	5,063	5,066	5,066	5,066	4,571
介護予防短期入所生活介護	2,928	1,526	261	525	525	525	525	525
介護予防短期入所療養介護（老健）	37	254	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,575	4,149	5,532	6,040	5,893	5,893	5,733	5,185
特定介護予防福祉用具購入費	483	520	502	753	753	753	753	753
介護予防住宅改修	2,023	2,439	1,509	2,373	2,373	2,373	1,509	1,509
介護予防特定施設入居者生活介護	4,415	4,272	3,785	3,808	3,811	3,811	3,811	3,811
(2) 地域密着型介護予防サービス計	1,616	2,486	2,627	2,643	2,644	2,644	2,644	2,644
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,616	2,087	2,627	2,643	2,644	2,644	2,644	2,644
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	399	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	3,823	3,610	4,100	4,010	3,906	3,906	3,746	3,424
合 計	25,680	25,327	24,977	26,254	26,011	26,011	24,827	23,462

第2節 標準給付額見込額

第8期における標準給付費見込額は以下のとおりであり、第8期合計で69億355万円、地域支援事業費全体で2億4,693万円と推計されます。

■標準給付費見込額■

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計	令和7年度	令和22年度
総給付費※	2,174,278	2,171,820	2,166,270	6,512,368	2,142,191	1,960,230
特定入所者介護等給付額	91,259	80,138	79,795	251,192	78,405	71,041
高額介護サービス費等給付額	44,234	43,503	43,308	131,045	42,365	38,528
高額医療合算介護サービス費等給付額	973	962	957	2,892	936	852
審査支払手数料	2,037	2,013	2,004	6,053	1,960	1,783
標準給付費見込額	2,312,781	2,298,435	2,292,334	6,903,550	2,265,858	2,072,434

※「介護給付」「介護予防給付」の給付費の合計値

■地域支援事業費■

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	39,370	39,918	40,404	119,692	35,701	27,831
包括的支援事業・任意事業費	42,500	42,564	42,176	127,240	44,004	39,209
地域支援事業費	81,870	82,482	82,580	246,932	79,705	67,040

第3節 第1号被保険者における保険料の見込み

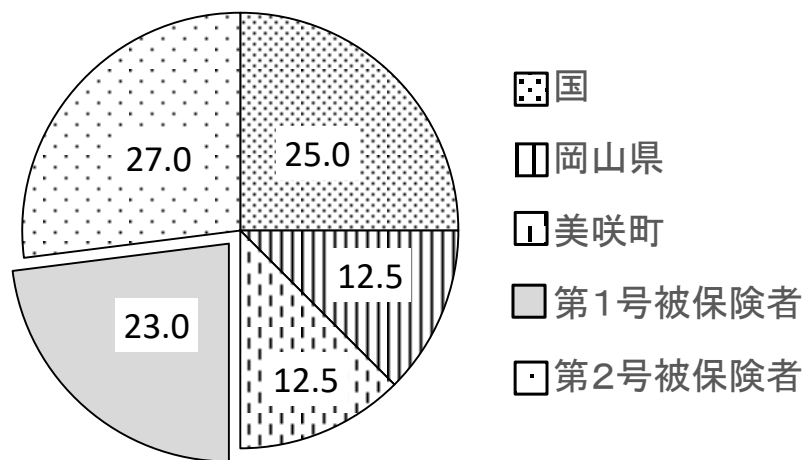
(1) 第1号被保険者の負担割合

標準給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者による保険料の負担割合は、政令により定められています。第8期計画中は23%の負担となります。

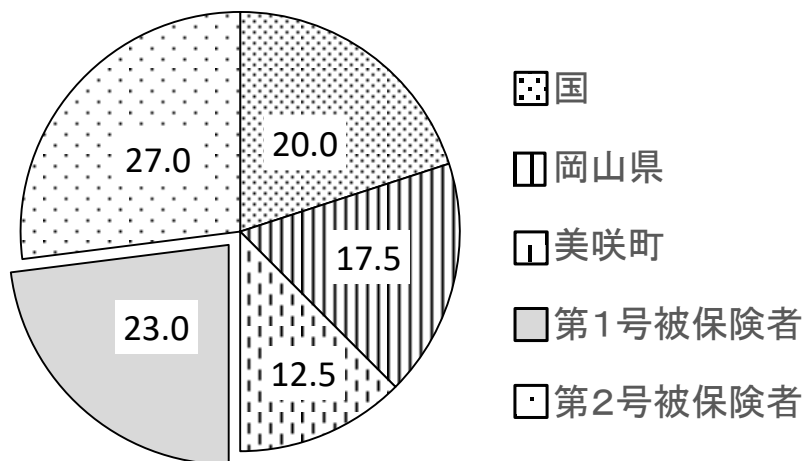
なお、介護給付費の具体的な負担割合は、下図のとおりです。

■介護給付費の負担割合■

施設外給付費



施設給付費



(2) 第8期介護保険料の段階設定

第8期の保険料率は、以下のとおり、所得段階を9段階とし割合を設定しました。

町民税世帯非課税層の保険料負担を軽減するため、公費が投入されており、実質的な負担を減らす仕組みが設けられます。

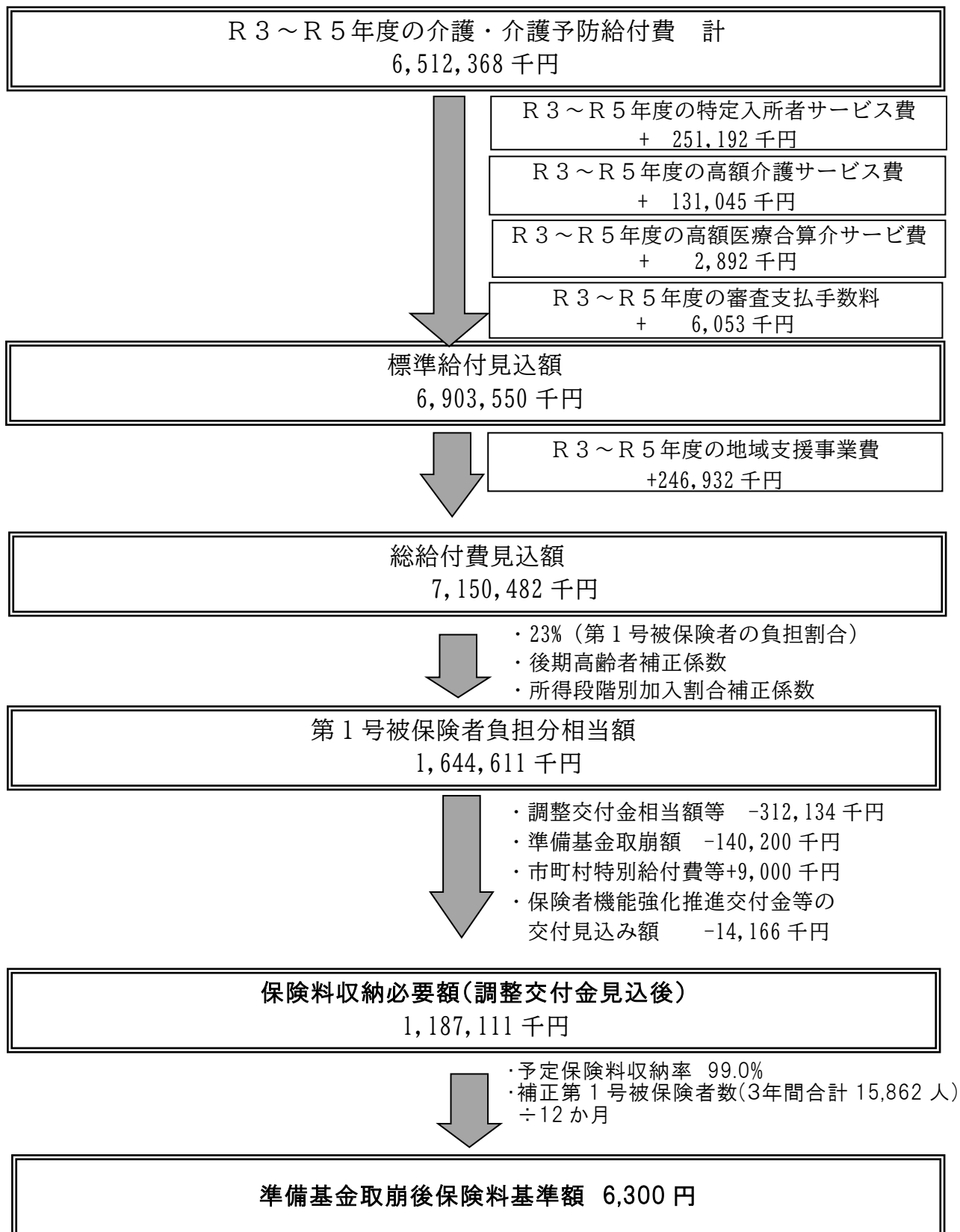
段階	対象者	保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	×0.50 (0.30)
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	×0.75 (0.50)
第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている者	×0.75 (0.70)
第4段階	本人は町民税非課税であるが、同世帯に町民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	×0.90
第5段階	本人は町民税非課税であるが、同世帯に町民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を越えている者	×1.00 基準額
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額120万円未満の者	×1.20
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額210万円未満の者	×1.30
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額320万円未満の者	×1.50
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額320万円以上の者	×1.70

※保険料率の()内は、持続可能な介護保険制度を維持するため、第1～3段階の保険料率については、国の低所得者対策により、軽減され、軽減分は公費により負担されます。

(3) 保険料収納必要額と保険料基準額

これまで推計してきた、介護保険に必要な標準給付費見込額をもとに、第1号被保険者1人あたりの介護保険料を算出しました。

■保険料基準額の推計の流れ■



本町の第1号被保険者の介護保険料基準額の算定に伴い、所得段階別の月額・年額の介護保険料を次のように設定しました。

公費の投入により、第8期計画期間の令和3年度～令和5年度の第1段階～第3段階の低所得者の介護保険料の軽減を図っています。

■所得段階別第1号被保険者介護保険料（公費投入による負担軽減前）■

単位：円

	基準額に対する割合	保険料（年額）		
		第8期	令和7年度	令和22年度
第1段階	0.50	37,800	44,640	56,940
第2段階	0.75	56,700	66,960	85,410
第3段階	0.75	56,700	66,960	85,410
第4段階	0.90	68,040	80,350	102,490
第5段階	1.00	75,600	89,280	113,880
第6段階	1.20	90,720	107,130	136,650
第7段階	1.30	98,280	116,060	148,040
第8段階	1.50	113,400	133,920	170,820
第9段階	1.70	128,520	151,770	193,590

<公費投入による負担軽減後>

■所得段階別第1号被保険者介護保険料■

	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	0.30	22,680
第2段階	0.50	37,800
第3段階	0.70	52,920
第4段階	0.90	68,040
第5段階	1.00	75,600
第6段階	1.20	90,720
第7段階	1.30	98,280
第8段階	1.50	113,400
第9段階	1.70	128,520

第4節 介護保険給付の適正化と効率化

(1) 適正な要介護認定の取組

要介護認定を公平・公正に実施するため、介護認定審査会委員及び認定調査員の研修会への参加を促進しスキルアップを図ります。また、認定調査内容のチェック等を行い、適正化を図ります。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化

国民健康保険団体連合会の「介護給付適正化システム」を活用し、給付実績の点検及び医療情報との突合により、不適正な介護給付を発生させない対応を図ります。

サービスの質の向上を図り、効率的・効果的な保険給付を提供するために国の指針に掲げる主要適正化5事業を継続して推進します。

ケアプランの点検にあたっては、プラン上に記載されたサービス等が被保険者の自立支援や重度化予防に資する内容となっているか等の視点から、保険者、地域包括支援センター、地域の介護支援専門員、職能団体等の協働により、効率的・効果的なケアプラン点検を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、住宅改修・福祉用具等の適切な利用に向け、利用者の必要性の観点から書類審査を行い、疑義がある場合は、作成者および介護支援専門員に確認します。必要に応じて、利用者、介護支援専門員等の立会いのもと訪問調査を実施します。将来的には専門職による点検が実施できるよう検討します。

併せて、介護サービスの利用者の給付費を本人に通知することにより、利用者が給付内容の自己点検を行い、誤請求の防止に努めます。

(3) サービスの適正利用へ向けた意識啓発

被保険者が必要に応じて介護サービスを利用することは当然の権利です。しかし、必要以上にサービスを利用することは、介護保険料の高騰につながり、地域の高齢者の負担増を招きます。

地域の高齢者に必要なサービスを利用していただきながら、全体の給付費を抑制するために、サービスの利用と給付費、保険料の関係等、介護保険の仕組みを理解していただくことが必要であり、利用者一人ひとりの意識を高めることも必要です。

これらの対応に向けて、広報や各種会議、地域の行事等を利用し、必要な情報の提供、広報啓発を図ります。

■数値目標■

取組内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の適正化実施率	(%)	100	100	100
ケアプランの点検	件数	60	60	60
住宅改修等の点検	住宅改修 (%)	100	100	100
	福祉用具 (%)	100	100	100
医療情報との突合・縦覧点検実施率	(%)	100	100	100
介護給付費通知実施率	(%)	100	100	100

第5章 高齢者保健福祉事業の充実

第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策の方針

- 介護予防・生活支援サービス事業の枠組みや内容等について情報提供を行い、受け皿の確保等に向けてサービスのさらなる充実を図ります。
- 住民主体の自主活動として行う生活援助である通所型サービスなど、多様なサービスが生まれ、利用が普及するよう、実施団体への情報提供や必要な活動支援を行います。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、住民主体で、高齢者等が集まれる「通いの場」のさらなる充実を図ります。

①訪問型サービス（保険年金課）

取組概要	要支援者や総合事業対象者に対し、掃除や洗濯等の日常生活上の支援を提供します。訪問介護員による従来相当の身体介護、生活援助に加えて、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援など多様なサービスの創出を図ります。
現状・課題等	○従前の訪問介護相当の予防給付を受けることができるため、介護保険と介護予防の給付の大きな抑制につながっていません。
今後の方向	○現状維持を基本としますが、国や県の動向を注視し、必要に応じて現行の実施内容の見直しを行います。

②通所型サービス（保険年金課）

取組概要	要支援者や総合事業対象者に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。従来の通所介護と同様のサービスに加えて、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援など多様なサービスの創出を図ります。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体の「通いの場」が増えてきており、地域内で介護予防を行う流れができつつあります。また、介護予防を短期間で行うための教室（短期集中予防サービス）も実施しており、その人に合った介護予防を提供できるようにしています。 ○従前の通所介護相当の予防給付を受けることができるため、介護保険と介護予防の給付の大きな抑制につながっていません。 ○通いの場がない地域には設置を働きかけ、町内を網羅できるようにすることが必要です。また利用者の効果測定をどのような手法で行うか、検討する必要があります。 ○短期集中予防を利用後のサービスの選択肢を増やすなどし、要介護状態にならないようにする取組を充実する必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○現状維持を基本としますが、国や県の動向を注視し、必要に応じて現行の実施内容の見直しを行います。 ○引き続き、通いの場の未開催地域への開設の働きかけや、立ち上げの支援を行うとともに、持続可能な仕組みを整えていきます。

③介護予防ケアマネジメント（保険年金課）

取組概要	要支援者や総合事業対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。
現状・課題等	○地域包括支援センターの人手不足により、適正なケアマネジメントが行われているか否かのチェックが必要です。
今後の方向	○実施体制については現行どおりとしますが、適正なケアマネジメントができているかのチェック体制の構築を行います。

④介護予防地域活性化事業（保険年金課）

取組概要	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、住民主体で、高齢者等が集まれる「通いの場」をつくり、地域支え合い活動をする介護予防地域活性化事業を実施します。
現状・課題等	<p>○通いの場の開催箇所、参加者ともに年々増えており、高齢者の閉じこもり防止、介護予防に一定の効果を上げていると思われます。また、新たな通いの場の立ち上げの動きもあり、今後の広がりにも期待が持てます。</p> <p>○推奨しているコロバン体操などは全ての参加者に受け入れられるものではないため、参加者のレベルに合わせた体操を求める声もあります。</p> <p>○担い手の育成や参加者の効果測定など取り組むべき問題もあり、今後の検討事項です。</p>
今後の方向	○今後も継続実施し、参加者のニーズに合わせた実施ができるよう、活動支援等の充実を図っていきます。

■数値目標

取組内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	事業所数	7	7	7
	利用実人数	25	25	25
通所型サービス	事業所数	15	15	15
	利用実人数	40	40	40
通いの場	箇所数	20	22	24
	利用実人数	580	638	696

(2)生活支援サービスの充実（保険年金課・社会福祉協議会）

取組概要	生活支援コーディネーターが地域の実情を踏まえて、地域での支え合いができるよう推進していきます。また、介護予防・生活支援サービスの事業主体や生活支援コーディネーター等が参画し、定期的な情報共有や連携強化の場として設置した「第1層協議体」での議論内容を踏まえ、「第2層協議体」において行う、各地域特有の課題解決につなげていきます。
現状・課題等	○令和元年度に第1層の協議体設置に向けた事務レベルの事前協議を関係団体と行い、令和2年度に第1回目の会議を開催し、具体的な活動を開始しました。
今後の方向	○令和3年度以降は、各地域に「第2層協議体」の設置を行い、各地域特有の現状把握に努め、課題解決につなげていきます。

(3) 小地域ケア会議・地域ケア会議等の充実

施策の方針

- 個別ケア会議では多職種による専門的な意見をもとに自立支援につながるケアプラン作成や地域課題の把握ができるようにします。
- 地域ケア会議では、医療・福祉・介護など多職種の関係者が協働して、個別の課題や地域の課題などを把握し、課題の解決に向けた関係機関との連絡調整や役割分担を行うとともに、高齢者の自立支援や認知症の人の支援などに努めます。また、サービス事業所等が参加し、引き続き高齢者の課題解決に向けて連携を図ります。
- 地域包括ケア会議は地域課題から施策につながる会議としての機能がありますが、ボトムアップで地域課題が協議できるよう関係者で情報共有する必要があります。

①個別ケア会議(保険年金課・地域包括支援センター)

取組概要	地域包括支援センターが主管となり、適切な方法で自立を支援するため多職種（医師・薬剤師・理学療法士・管理栄養士等）協働で、個々の利用者について、アセスメントの結果に基づき、対応方法や必要な支援を検討する会議です。
現状・課題等	○個別ケア会議において行われている事例検討を通して、課題を把握し、解決に結びつけるための資源開発・地域づくりが必要です。また、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高める必要があります。
今後の方向	○個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげていきます。 ○医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めていきます。

②小地域ケア会議(社会福祉協議会)

取組概要	社会福祉協議会が主管となり、地域特有のケア課題の検討や情報提供等に対応するための会議で、自治会単位で実施する会議です。
現状・課題等	○現在 61/81 自治会で開催ができており、開催自治会へ継続的な支援（3か月に1回程度）を行っています。 ○防災の取組、要配慮者の個別支援計画策定の支援を行っています。 ○未開催自治会へ開催に向けての働きかけや、開催単位の見直しや地域によって構成員の柔軟な対応が必要です。
今後の方向	○住民の顔が見える自治会単位で、住民と専門職が、福祉のまちづくりに向けて連携し、話し、学び合い、早期発見、対応等を積み重ねることにより、地域の福祉力をさらに高めます。

③地域ケア会議(保険年金課・地域包括支援センター)

取組概要	地域包括支援センターが主管となり、地域特有のケア課題の検討や情報提供等に対応するための会議で、中学校区単位で実施します。
現状・課題等	○今まで、多職種を中心とした会議の場であったが、令和2年度より地域包括ケアの推進、小地域ケア会議等との連携するため、各地域の代表者等と協働をはじめています。 ○個別の課題や地域の課題等の把握が進んでいません。
今後の方向	○地域と多職種の関係者が協働して、個別の課題や地域の課題等を把握し、課題の解決に向けた関係機関との連絡調整や役割分担を行い、高齢者の生活支援や認知症の人の支援を図ります。 ○地域共生社会に対応できる地域包括ケアシステムの推進に向けて重要な役割を果たす小地域ケア会議や地域ケア会議の充実など、多様な生活課題にも対応できる仕組みづくりを目指します。

④地域包括ケア会議(保険年金課・地域包括支援センター)

取組概要	高齢者等の多様なニーズに対し、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討する会議です。
現状・課題等	○小地域ケア会議と地域ケア会議、そして地域包括ケア会議とのつながりを見直し、地域課題解決に向けて、地域住民、社会福祉協議会、関係機関、団体等との連携の強化が求められます。 ○地域共生社会に対応できる地域包括ケアシステムの推進に向けて、多様な生活課題にも対応できる仕組みづくりが求められています。
今後の方向	○小地域ケア会議、地域ケア会議等で集約した内容を、社会福祉協議会や各種関係機関と情報共有し、また、共生社会推進庁内連携会議と連携し、地域課題の包括的政策に向けて協議を行います。

■数値目標

取組内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域住民グループ支援事業				
個別ケア会議	回数	12	12	12
小地域ケア会議	地区	66	70	74
地域ケア会議	回数	4	4	4
地域包括ケア会議	回数	4	4	4

(4) 地域包括支援センターの機能強化

施策の方針

- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の機関として、高齢者の多様なニーズに応えるため、保健・医療・福祉・介護の関係機関と連携を図り、各サービスを適切に調整し、つなげる機能を発揮できるよう、機能強化を図ります。
- 介護や支援の必要な高齢者を把握し、その人に応じた支援やサービスが提供できるよう、健康づくりや介護予防、自立支援、介護保険サービスなど様々なサービスが包括的に行われるよう機能の充実に努めます。
- また、地域包括支援センターと関係機関によるネットワークの連携を充実し、地域住民による取組と組み合わせ、一人暮らし高齢者や認知症の人など支援が必要な人に対する支援機能の強化を図ります。

①第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント事業)(地域包括支援センター)

取組概要	介護保険の要介護認定で非該当の方や、基本チェックリストの結果などで生活機能が低下し、介護や支援が必要となるおそれのある方に、介護予防の相談を受けたり、介護予防事業を利用するための計画を作成します。介護保険の要介護認定で要支援1・要支援2と認定された方には、介護保険の介護予防サービスが適切に提供されるように調整します。
現状・課題等	○介護予防ケアマネジメントがサービスの利用で終わらず、高齢者の自立を目指した取組となることが求められます。
今後の方向	○サービスを利用することだけが目的とならないよう、サービスを使うことでどのような姿を目指すのかを明確にした介護予防ケアマネジメントを実施します。また、自分でできること、家族ができること、地域でできることなど、身近でできる介護予防についても、これまで以上に意識してケアマネジメントを実施します。

②総合相談支援事業(保険年金課・地域包括支援センター)

取組概要	高齢者本人やご家族などからの相談を受け、問題の解決に向けた情報提供や関係機関等の紹介を行います。また、専門的な支援が必要な方については、個別の支援計画を作成し、適切なサービス等の実施につなげます。
現状・課題等	○地域包括支援センターの総合相談機能の充実のためには、職員の資質向上と町民への地域包括支援センターの周知が重要です。
今後の方向	○地域包括支援センター職員が制度改正等にも対応していけるよう各種研修への参加や関係機関との連携を図り、既存の相談支援などの取組を維持しつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備を進めるため、引き続き資質向上に向け、取り組んでいきます。 ○広報紙や出前講座等で、町民に対して地域包括支援センターの周知を図ります。

③包括的継続的ケアマネジメント支援事業(保険年金課・地域包括支援センター)

取組概要	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように地域の基盤を整えとともに、個々の介護支援専門員へのサポートを行います。
現状・課題等	○医療・介護等が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に係る者その他の関係者の連携をより推進する必要があります。
今後の方向	○今後も、関係機関と連携しながら、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の強化を図ります。また在宅医療・介護、看取り等について、町民自ら考え行動してもらえるように、町民に広く周知していきます。

④権利擁護事業(福祉事務所・保険年金課・地域包括支援センター)

取組概要	成年後見制度を説明するとともに、親族からの申立てが行われるよう支援します。また、高齢者虐待の問題を早期に発見し、深刻化を防ぐため、関係機関と連携しながら支援し、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。
現状・課題等	○高齢者虐待・障害者虐待の問題を早期に発見し、深刻化を防ぐため、関係機関と連携しながら支援しています。 ○家庭内で経済的虐待の案件が増加し発見が遅れる案件が多く、さらなる連携が必要です。
今後の方向	○高齢者虐待・障害者虐待の問題を早期に発見し、深刻化を防ぐため、関係機関との連携を強化します。

⑤指定介護予防支援事業(保険年金課・地域包括支援センター)

取組概要	要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、事業者等の関係機関との連絡調整などを行います。
現状・課題等	○ケアマネージャー等の人材不足であり、地域包括支援センター内の職員が協力して対応している状況にあります。
今後の方向	○早急に人材確保し、要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるようにするため、計画作成から指定介護予防サービス等の提供の質を確保できるようにします。

(5) 地域包括支援センター運営協議会の強化（保険年金課）

取組概要	地域包括支援センター運営協議会は、センター運営に関し、地域の代表者等の意見を踏まえて、公正で中立な運営を確保します。
現状・課題等	○地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの核としての役割を担っており、地域の関係団体との連携の強化が求められます。 ○地域包括ケアシステムの深化・推進のために、引き続き地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行うことにより公平性・中立性の確保に努め、不十分な点については改善に向けた取組を行っていきます。
今後の方向	○地域包括支援センターが、地域の関係団体と連携し、引き続きネットワークの構築に努めます。 ○引き続き地域包括支援センター及び高齢者相談窓口については、地域包括支援センター運営協議会を通じて評価し、機能強化に努めます。

(6) 在宅医療と介護の連携推進

施策の方針

- 医師会や歯科医師会等との連携のもと、在宅医療の提供体制の充実に努めます。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、医療と介護サービスの一体的な提供が必要です。そのため、包括的・継続的マネジメント支援ができるように居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの連携を強化し、医療と介護の連携推進を図ります。
- 地域包括支援センターにおいて、医療ケアに関する相談・情報提供ができるよう、支援体制を充実します。
- 推進にあたっては、国の「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」を参考としつつ、地域特性や医療機関・事業者等の実態を踏まえ、効果的な連携となるよう努めます。

①在宅医療・介護連携推進協議会の実施(保険年金課)

取組概要	美咲町在宅医療・介護連携推進協議会を実施し、多職種連携による在宅医療・介護の支援体制の構築を目指し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護について検討・推進します。
現状・課題等	○在宅医療と介護との連携は重要であり、医療関係職種と介護関係職種の連携、医療及び介護の連携の核となる人材の育成や庁内連携強化などが必要です。
今後の方向	○引き続き、関係機関と連携し、人材育成や庁内連携をすすめていきます

②地域の医療・介護の資源の把握(保険年金課)

取組概要	病院や診療所等の医療機関や介護事業所の情報を掲載した資源マップを通じて、医療・介護関係者に対して情報提供するとともに、住民にわかりやすく周知します。
現状・課題等	○平成30年度に地域の医療・介護の資源を把握するため、「生活支援マップ」を作成しています。 ○現状に応じて見直しを図り、住民への周知が必要です。
今後の方向	○生活圏域を踏まえた資源の把握に努めます。 ○引き続き、情報収集及び提供に努めます。

③在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討(保険年金課)

取組概要	医療機関や介護関係者などが参画する会議等において、在宅医療・介護連携の現状と課題を抽出し、その解決策などを協議します。
現状・課題等	○地域資源や地域ケア会議等の活用、社会福祉協議会、地域包括支援センター及び介護保険事業所と情報共有し、在宅医療・介護の課題の把握を実施しています。 ○在宅医療・介護連携部会を毎月実施し、課題の抽出や解決策を協議しています。
今後の方向	○関係団体と連携及び個別訪問等により高齢者の実態把握をし、現状と課題の抽出に努めます。

④切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進(保険年金課)

取組概要	地域ケア会議等を活用し、医療機関と行政、地域包括支援センター、介護保険事業所の連携・情報共有における課題を把握し、地域にあった在宅医療連携体制の整備を図ります。
現状・課題等	○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、医療と介護サービスの一体的な提供が必要です。
今後の方向	○包括的・継続的マネジメント支援ができるように居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの連携を強化し、医療と介護の連携推進を図ります。

⑤医療・介護関係者の情報共有支援(保険年金課)

取組概要	情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、医療・介護関係者間の情報共有を支援します。
現状・課題等	○在宅医療と介護の連携については、お互いの業務や役割等の共有を図るため、情報共有をしっかりと行っていく必要があります。 ○食事などの生活行動や心身の状態等の情報を共有し、要介護者が入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目なく必要な医療・介護サービスの提供を受けられるツールが必要です。
今後の方向	○入退院支援の連携シートやツールの活用及び連携を推進します。

⑥在宅医療・介護連携に関する相談支援(保険年金課・地域包括支援センター)

取組概要	在宅医療と介護の連携を推進するため、相談の受付や 情報提供等を行う在宅医療・介護連携支援センターの設置に向けた取組を行います。
現状・課題等	○地域包括支援センターにおいて、相談の受付を行っています。 ○高齢者の現状を把握し、在宅医療、介護連携支援センターの設置の検討が必要です。
今後の方向	○地域包括支援センターにおいて、医療ケアに関する相談・情報提供ができるよう、支援体制の検討を行います。 ○在宅医療・介護連携の情報収集を行います。

⑦医療・介護関係者間の研修(保険年金課)

取組概要	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。 必要に応じて、医療関係者に介護に関する研修会、介護関係者に医療に関する研修会の開催等を行います。
現状・課題等	○医療・介護関係者間の連携では、医師会の協力のもとACP※や認知症に関する研修会等を実施しており、お互いの分野についての知識等を身につけられる場を設けています。
今後の方向	○医療・介護関係者間の連携やお互いの分野についての知識等を身につけるため、定期的に研修会の実施が必要です。

⑧地域住民への普及啓発(保険年金課)

取組概要	在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布によって、住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。
現状・課題等	○在宅医療や介護に関する啓発を継続して行う必要があります。 ○社会福祉協議会等と連携し、サロンや通いの場を通じ、情報提供を行っています。
今後の方向	○住民が、在宅医療・介護についての重要性を認識できるよう、各種媒体やイベントなどを通じて、広く周知し、たとえ支援が必要となっても住み慣れた地域で生活していくために必要な取組について啓発を行います。

ACP(Advance Care Planning)：患者の将来の意思決定能力の低下に備え、これから受ける医療やケアについて、患者の考えを家族や医療関係者と話し合い、文章に残すプロセスのこと。

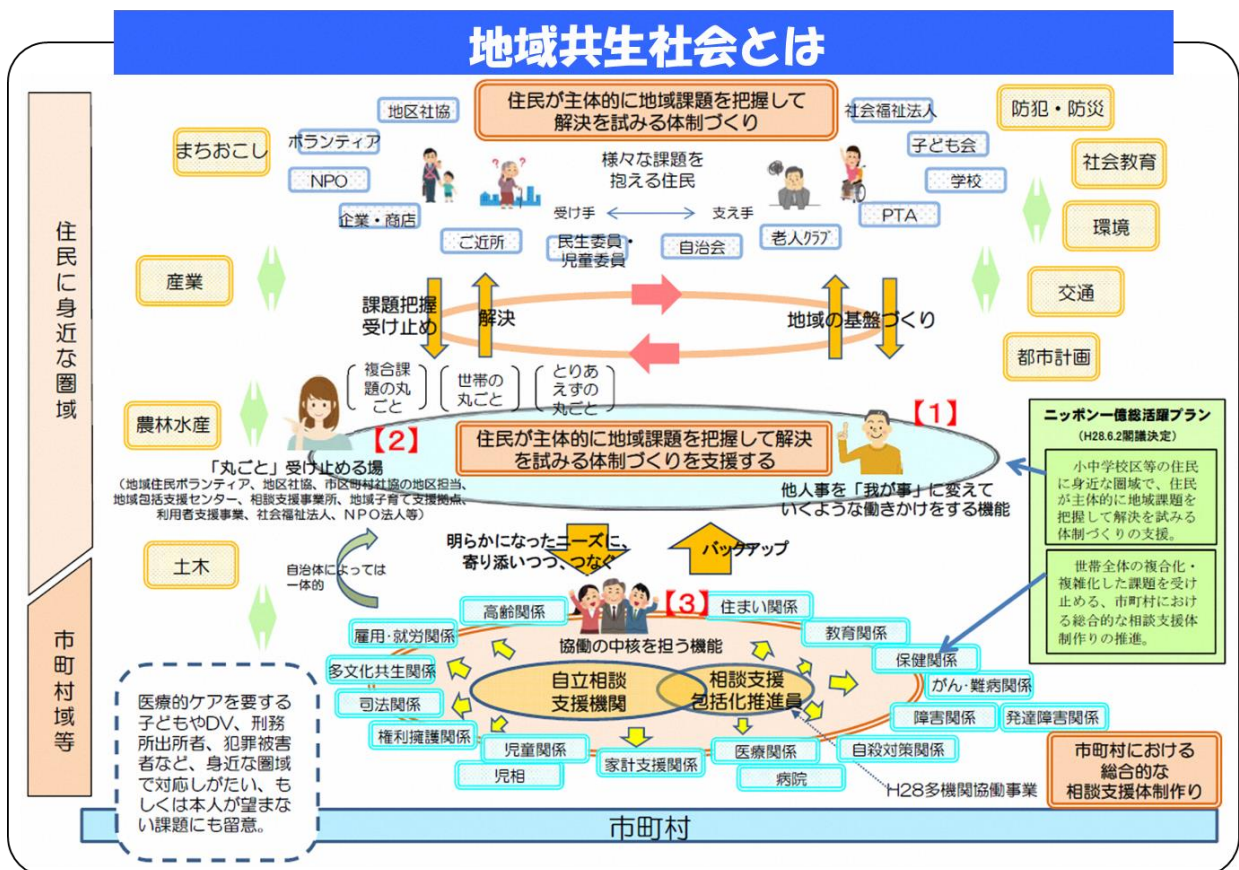
⑨在宅医療・介護連携に関する広域連携(保険年金課)

取組概要	在宅医療・介護連携において、広域的な取組を要する課題については、近隣市町と連携を図り、情報の共有及び広域的な連携が必要な事項について協議します。
現状・課題等	<p>○日常生活圏域では、地域医療の状況が違うことを踏まえ、在宅医療・介護連携の具体的な方法等を検討する必要があります。</p> <p>○入退院支援の連携シートやツールの広域的な連携を推進する必要があります。</p>
今後の方向	○どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることのできる体制整備を目指して、津山圏域定住自立圏（津山市・鏡野町・奈義町・勝央町・久米南町・美咲町）により、広域的な取組を推進していきます。

(7) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」は、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会です。地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。本町においても国の動向を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

■地域共生社会実現の全体像イメージ



資料：厚生労働省

第2節 健康づくり・介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

施策の方針

- 住民一人ひとりが健康意識を高め、高齢期を迎えても、心身ともに健やかに暮らせるよう、早い時期から望ましい生活習慣を身につけることによって、疾病の予防や要介護状態になることへの予防を図り、生涯にわたる主体的な健康づくりを支援するための取組を引き続き推進します。
- 「美咲町保健福祉総合計画」「美咲町特定健康診査等実施計画」などの関連計画に基づき、住民一人ひとりの健康づくりの推進に努めます。

①美咲町保健福祉総合計画の推進（健康推進課）

取組概要	広報みさき等の媒体を用いて内容の周知を図り、情報提供を行うことで、住民一人ひとりの健康管理意識の高揚を図るとともに、住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。また、「健康づくり推進協議会」を中心に、関係機関が連携し、健康づくり、疾病予防に関する事業を評価し、効果的な推進を検討するなど、施策の充実に努めます。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none">○重点プロジェクトである「教え合うみんなの台所～じじばばの知恵袋プロジェクト～」における普及講習会や各種検診、健康教室、町で開催するスポーツ大会、各地区でのサロン、通いの場等に取り組んでいます。○重点プロジェクトのひとつである「お達者さんプロジェクト」については、利用団体もないことから、広報等を利用し、PRに努め事業を展開していく必要があります。○施策を実施、あるいは見直すためには、年次的に計画を立て、効果的に進める必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">○今後とも、施策の充実に努めます。○この計画が令和4年度までということで、令和3年には、今後の計画のためにアンケートを実施し、町の課題を掘り起こし、令和4年度までに新しい計画を検討します。

②健康教育・健康相談の実施（健康推進課）

取組概要	「美咲町保健福祉総合計画」との連携を図り、特に高血圧や循環器疾患、糖尿病等の予防に重点を置いた健康教育の充実に努めるとともに、健康教室や特定保健指導、サロンの場を活用しながら、健康相談の事業を進めます。
現状・課題等	○若い世代から健康意識を高めるためにイベント（ぽっぽまつり）を利用し行いました。また、消防団を対象に教室を行いました。 ○長年「高血圧予防」をテーマに減塩、自宅血圧測定を行ってききましたが、町の健康課題が「糖尿病予防」が重点課題となっているため、今後は変更します。
今後の方向	○今後は、特に糖尿病等の予防に重点を置いた健康教育の充実に努めます。

③健康診査の実施（健康推進課）

取組概要	がん検診等について住民に周知徹底し、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防・早期発見に取り組むとともに、受診勧奨を通じて、健康づくりや健康管理に対する啓発を図ります。
現状・課題等	○婦人科検診については受診手続きの簡素化により、個別検診の受診者が増加しました。 ○集団検診では、土曜日、ナイター検診を実施することにより、働く人が受けやすくなりました。 ○高齢化が進み集団検診の受診率が低下しています。 ○がん検診について、精密検査の受診率が低いことから、夕方から夜にかけて保健師による受診勧奨を行っています。
今後の方向	○今後とも継続して実施します。

(2) 介護予防の推進

施策の方針

- 高齢になってもできる限り介護を必要としないよう、または介護が必要となっても重度化させないために、生活機能の低下を早期発見し、介護予防事業の推進に取り組みます。
- 介護予防の推進にあたっては、地域の実情に合わせ、日常生活活動を高めるとともに、生きがいつくりのためにも、社会参加ができるよう支援体制を充実します。

①一般介護予防事業の推進

町内 117 箇所です自主的な活動を担っているサロン活動の支援を行うとともに、引き続き美咲流コロバン体操を通じて介護予防の啓発を進め、支え合いの地域づくりを展開し、元気な地域づくりを推進します。

①-1 介護予防把握事業（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援が必要な高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。
現状・課題等	○高齢者に接触する機会がある保健師や、民生委員等の地域からの情報を基に、地域包括支援センター等の関係機関と情報を共有し、必要な支援につなげていきます。
今後の方向	○情報を把握した場合の対応を迅速化できるよう、関係機関との関係を密にするとともに、核となる地域包括支援センターとの連携を強化していきます。

①-2 介護予防普及啓発事業（保険年金課・社会福祉協議会）

取組概要	住民一人ひとりの健康管理意識の高揚を図るために、サロンの場や、地域での介護予防普及講習会を開催します。また、広報紙への掲載、ケーブルテレビなどの媒体を通じて、健康に関する情報を提供します。
現状・課題等	○通いの場の開催箇所、参加者ともに年々増えており、黄福タクシーによる移動支援とともに、高齢者の閉じこもり防止、介護予防に一定の効果を上げていると思われま。また、新たな通いの場の立ち上げの動きもあり、今後の広がりにも期待が持てま。 ○サロン等でコロバン体操などへの取組に対して、人的、物的な支援を行っていますが、全ての参加者に受け入れられるものではないため、参加者のレベルに合わせた体操を求める声もあります。 ○地域の担い手の育成や新規参加者の確保など今後の検討事項です。 ○新型コロナウイルス感染症等で、長期間開催を見合わせる通いの場等の利用者への対策が必要でま。
今後の方向	○引き続き通いの場等への活動支援を強化するとともに、感染症対策、自宅で実施可能な介護予防体操の普及など、工夫を凝らして持続可能な仕組みづくりを行います。

①-3 地域住民グループ支援事業（社会福祉協議会）

取組概要	社会福祉協議会と連携を図りながら、住民が地域で自主的にグループを作れるように支援し、グループ活動の支援を行います。
現状・課題等	○社会福祉協議会に委託して、サロン等の地域住民グループの活動を支援しています。 ○サロン活動から通いの場へ発展したグループもある一方、担い手不足等から活動が停滞しているグループも見られます。
今後の方向	○今後は、担い手育成、介護予防に資する活動に対する支援に重点を置いて、更なる活動の活性化を図ります。 ○長期化する感染症への対策を行います。

①-4 一般介護予防事業評価事業（保険年金課）

取組概要	地域包括支援センター運営協議会において、介護予防事業を実施したことによる介護予防の効果についての検証・評価を行い、その後の事業実施につなげます。本計画において定める目標値に照らした達成状況の検証を通じて、一般介護予防事業評価を行います。
現状・課題等	○一般介護予防に関する事業評価は、進捗状況の把握の他には未実施です。 ○総合事業としての一般介護予防事業は開始後3年を経過したことから、今後何らかの検証が必要です。
今後の方向	○本計画策定に先立ち行った実態調査等の結果も踏まえながら、社会福祉協議会等とも連携して、実態調査に取り組んでいきます。

①-5 地域リハビリテーション活動支援事業（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	介護予防の取組を機能強化するため、地域ケア会議等へのリハビリ専門職等による助言等を実施します。
現状・課題等	○個別ケア会議においてリハビリ専門職の助言等を実施しています。
今後の方向	○今後とも継続して実施します。

■数値目標

取組内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防普及啓発事業				
講演会等	開催回数	2	2	2
	参加延べ人数	100	100	100
健康教室等	開催回数	80	80	80
	参加延べ人数	1,500	1,500	1,500
地域住民グループ支援事業				
地域活動組織への支援・協力等	回数	適宜	適宜	適宜
地域リハビリテーション活動支援事業	回数	12	12	12

②任意事業の推進

任意事業とは、市区町村が、地域の実情に応じて独自に実施する事業のことであり、本町においては、次の事業を実施します。

②-1 家族介護者慰労金支給事業（保険年金課）

取組概要	介護度4以上の介護度と認定された方で、過去1年間に介護保険サービスを受けていない方に対して、介護者に慰労金を支給し、在宅介護を支援します。
現状・課題等	○多様な家族介護をさせる仕組みのひとつであり、本人及び家族の自主性や意向を尊重し、在宅生活の支え合いや見守り合い及び家族に対する相談支援体制を図っています。
今後の方向	○制度の普及啓発を図るとともに、今後とも継続して実施し、介護者への支援を行い、在宅福祉の増進を図ります。

②-2 家族介護用品支給事業（保険年金課）

取組概要	要介護認定により、要介護3から要介護5と認定された方の介護者に対して、介護用品を支給し、家族の経済的負担を軽減します。
現状・課題等	○利用者の入院状況の把握が困難で、本人及び家族の自主性に支給中止の判断を委ねている点は課題です。
今後の方向	○市町村特別給付事業へ見直し、今後とも継続して実施します。

②-3 成年後見制度利用支援事業（保険年金課）

取組概要	親族等による後見等開始の審判申立てが困難な方に対し、町長による申立て支援を行います。
現状・課題等	○社会福祉協議会をはじめとする各種団体や、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体等と連携し、地域における高齢者の見守り体制の構築を図っています。
今後の方向	○高齢者等支援が必要な人の把握を推進するとともに、定期的な見守り活動を促し、高齢者等の安心・安全の確保を図ります。

②-4 高齢者等配食サービス事業（保険年金課・福祉事務所）

取組概要	低栄養状態にある高齢者等に対して、定期的な配食サービスを行い、利用者の安否確認、低栄養状態を改善するとともに、高齢者等の生活の自立を支援します。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○配食サービスについては、柵原地域で4事業者がサービスを実施しています。 ○契約業者が限られており、地域間で利用に差があります。利用者の発掘については、本来必要なサービスとの結びつきが弱い点がみられます。 ○配食サービスについては、利用者の需要はありますが事業者がいないためサービスが困難となっています。
今後の方向	○配食サービス事業者の確保により安定した配食サービスを目指し、高齢者等の生活の自立を支援します。

②-5 認知症サポーター養成講座（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	地域で認知症についての正しい理解を深め、認知症になっても暮らしやすい地域をつくるためのサポーターを養成します。講座受講生の活躍の場を設けるよう取り組みます。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○キャラバンメイトによる、講座の受講者は、延べ2,000人を超えました。 ○今後も地域住民の方のみならず、地域内の事業所等への講座開催が必要です。 ○講座を受講した認知症サポーターをどう活用していくかが課題です。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○今後は地域住民の方のみならず、地域内の事業所等への講座開催を検討していきます。 ○講座を受講した認知症サポーターをどう活用していくかについても検討を進めます。

②-6 介護教室（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	介護をしている方、高齢者介護に関心のある方など、在宅介護の在り方を学びます。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○介護をしている方のみならず、地域への講座開催が必要です。 ○家族介護者が参加しやすい環境の整備に努めるとともに、介護支援専門員との連携を図り、介護に関する情報提供などを実施しています。
今後の方向	○家族介護者が参加しやすい環境の整備に努めるとともに、出前講座等の地域へ講座開設を啓発し、継続して実施します。

■数値目標

取組内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度の利用相談	件数	1	1	1
成年後見制度利用助成	利用者数	4	4	4
高齢者等配食サービス事業	利用者数	18	20	20
認知症サポーター養成講座	開催回数	15	15	15
	参加延べ人数	300	300	300
介護教室	開催回数	4	4	4
	参加延べ人数	40	50	60

(3) 認知症対策の推進

施策の方針

- 今後も認知症の人の増加が見込まれることから、認知症の人が尊厳を保ちながら、穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう支援体制を充実します。
- 住民に対して、認知症に対する理解を深めるための講演会や講座を実施するとともに、認知症サポーター養成講座等を通じて地域で支援できる体制づくりに努めます。
- 認知症が疑われる方やその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行い、自立した生活をサポートする認知症初期集中支援チームの活用を推進するほか、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務を行う認知症地域支援推進員を設置し、活動の推進を図ります。
- 認知症の相談、支援など認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供に努めます。

①認知症対策事業の推進

①-1 認知症に関する情報提供の充実（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	認知症に対する理解が地域全体に広まり、認知症の人の尊厳が守られ安心して生活できる地域づくりを目指し、地域のサロン活動や地域ボランティア組織への知識の普及啓発、介護支援事業所や一般向けの研修会開催に取り組みます。そして、あらゆる媒体を活用し認知症に関する知識の普及啓発を図ります。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポーター養成講座、出前講座等を地域での集まりや、サロンで開催することにより、認知症に対する理解啓発を図りました。また、令和元年度には、認知症の方に対する接し方に関する動画を5本制作し、みさきTVで放映しました。 ○認知症の方が今後も増加していく中、認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で生活していくために、認知症に関する理解が地域全体に広まることは重要です。
今後の方向	○今後も、制作した動画や安心ガイドの使用や様々な機会を通じて、認知症に関する知識の普及啓発を図ります。

①-2 認知症の早期発見・早期対応体制の充実（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	認知症の早期発見・早期対応を促すため、地域住民に対する研修や医師会等の関係機関との連絡調整や技術援助の強化に努めます。また、認知症初期集中支援チームの活動を推進するとともに、普及と地域の連携強化に取り組みます。
現状・課題等	○地域住民への認知症講座の場で、「早期発見・早期対応」を促す啓発を行っています。 ○平成30年度より、認知症初期集中支援チームを設置し、平成30年度は12ケース、令和元年度8ケースについて、サポート医のアドバイスを受けながら支援を行いました。
今後の方向	○引き続き、住民の方に対する講座で、早期発見・早期対応を促す啓発をするとともに、令和元年度からは、毎月「認知症相談日」を設け、相談しやすい体制づくりを進めます。

①-3 認知症に関する相談・家族介護者への支援（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	認知症の人を介護する家族が交流する機会を設けるため、認知症カフェを開催します。また、地域の見守り活動を通じて、認知症の人の安全確保を図るサービスの充実を図ります。さらに、認知症地域支援推進員の活動を推進するとともに、関係機関と連携し、認知症の人やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
現状・課題等	○認知症の人と家族、地域住民の方が交流できる場として認知症カフェを開催しています。平成30年度には、旭、中央、柵原で各1回ずつの開催でしたが、令和元年度は、毎月町内のどこかの地区で開催を目標にし、啓発を行いました。
今後の方向	○引き続き、各地域や、福祉施設等で開催し、啓発を図るとともに、定例開催も検討します。 ○カフェの担い手の養成や、当事者の方やそのご家族が気軽に参加できる工夫も図っていきます。

①-4 認知症を支える人材の育成（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	認知症の人やその家族が、住み慣れた地域での生活を継続できるように支援するため、地域社会全体での取組として、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターを養成します。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症を支える人材として、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターと保険年金課に配置しました。また認知症キャラバンメイトや認知症サポーター養成にも取り組んでいます。 ○認知症サポーター養成講座受講者が活躍できる場の創出が課題です。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポーター養成講座受講者が活躍できる場の創出のため、まず受講者の内、認知症に関する行事等の担い手になる意欲のある方の名簿作成を目指します。 ○認知症施策推進大綱を踏まえ、福祉推進員等を対象に認知症サポーターのステップアップ研修を実施し、オレンジサポーターの育成を図っていきます。 ○育成したオレンジサポーターと地域の実情に応じた、見守り声かけ訓練や集い、カフェの啓発、実施を働きかけ、チームオレンジの形成に繋ぎ、既存の見守り体制を活かしながら実践していきます。

①-5 認知症ケアパスの構築（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	認知症の状態に応じたサービス提供等を実施していくため、認知症ケアパスを作成するとともに、相談支援体制の強化を図ります。
現状・課題等	○平成 30 年度から企画をし、令和元年 9 月に、「認知症安心ガイド」を完成させました。概要版、詳細版に分かれており、概要版は、令和元年 10 月の広報紙と一緒に全戸配布し、詳細版は、役場、地域包括支援センターの窓口での配布を行っています。
今後の方向	○配布した、認知症安心ガイドの周知度が低いため、今後、認知症関連の講座での使用などを通じて、周知を図っていきます。

(4) 生きがいの推進

施策の方針

- 高齢者の心身の健康保持のために、高齢者一人ひとりの知識や経験に応じた活動への参加を促進します。また、世代を超えた交流やボランティア活動への参加などを通じて、高齢者が積極的に地域社会に溶け込み貢献してもらうことで、生きがいを見出し、高齢者の自立や意欲を高めます。
- さらに、高齢者がそれぞれの知識や経験を活かして就業機会を確保するために、シルバー人材センターの運営などを支援するとともに、ハローワークとの連携を強めます。

①地域における交流の推進

①-1 世代間交流の推進（教育総務課・生涯学習課）

取組概要	<p>家庭の中で高齢者の知識や経験を伝達する場面が少なくなっており、学校行事での高齢者の招待等を行うなど、あらゆる世代の方々が交流する機会を充実します。交流促進に向けて、学校及び関係機関との連携を深めていきます。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事等へ的高齢者の招待 ・子どもたちの各種高齢者施設への訪問
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園において卒入園式をはじめ運動会や発表会などに高齢者を招待したり、高齢者施設への慰問・訪問により世代間の交流を行っています。 ○各小中学校において行っている地域学校協働活動で、高齢者を招き多様な交流事業を行ったり、三世代交流事業をはじめ、土曜日教育支援事業では高齢者を講師に地域の学びを伝承しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○核家族化が進む現代において、世代間交流だけでなく地域内での交流も減ってきています。そうした社会のなかで成長していく子どもたちにとって、異世代との交流を積極的に行うことで健全育成や情操教育の醸成に寄与する活動が望まれます。コロナ禍の中、新しい生活様式によりイベントを実施していきます。

②生涯学習・生涯スポーツの推進

②-1 生涯学習の充実（生涯学習課）

取組概要	<p>公民館・町民センターなどの関係機関と連携し、生涯学習に関する活動の充実を図り、高齢者の学習ニーズに対応します。</p>
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通じた学習プログラムにより、文化・芸術・スポーツ等幅広い分野から講師を招き、日常生活の中で楽しめる学習内容となっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの方の参加を得られるよう、学習ニーズを分析し講座等の見直しを行うとともに、学習内容について広報活動を行います。

②-2 生涯スポーツの充実（生涯学習課）

取組概要	総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員会を含めた関係団体等との連携を図り、子どもから高齢者までそれぞれの体力や目的にあった生きがいがいづくりにつながるようなスポーツの充実に努めます。ニュースポーツの分野にも目を向け、幅広い年齢層の参加により世代間の交流が深められるよう配慮します。
現状・課題等	○総合型地域スポーツクラブ等の関係団体との連携により、幅広い年齢層の参加をみていますが、年間スケジュール等により参加者の固定化や企画のマンネリ化につながりやすいので、より多くの参加を得られるよう、企画等に一層の工夫をする必要があります。
今後の方向	○スポーツ推進委員会を含め既存関係団体等との連携はもとより、参加者のニーズを取り込み、高齢者との交流が広がるように、ニュースポーツの分野にも目を向け、幅広い年齢層の参加によって世代間の交流を深められるよう配慮していきます。

③就労支援

③-1 シルバー人材センター事業の推進（福祉事務所）

取組概要	就労を希望する高齢者のために、無料の職業紹介や、知識や技能の研修・講習会などを行うシルバー人材センターへの支援を充実します。また、高齢者の豊富な知識や経験、技能を活かし、就労を通じた生きがいがいづくりにや社会参加・社会貢献を促進します。
現状・課題等	○町シルバー人材センターを支援し、高齢者の社会参加、豊富な知識を使う場を提供しています。 ○登録者が増えず、今後、登録者の推進が必要です。
今後の方向	○今後も、高齢者の社会参加、豊富な知識を使う場の提供を図っていきます。 ○登録者の拡大に努めます。

③-2 ハローワークとの連携の促進（福祉事務所）

取組概要	津山公共職業安定所との連携を進め、高齢者の雇用対策の促進を図ります。
現状・課題等	○毎週発行の求人情報及び求人該当者の情報共有を図っています。 ○情報共有はできますが、就職の推進へはつながっていません。
今後の方向	○連携を強化し、高齢者の雇用対策の促進を図ります。

③-3 生活困窮者自立支援事業（福祉事務所）

取組概要	経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人に対し、社会福祉協議会に相談窓口を設置し、生活及び就労支援相談等を行います。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者に対して職業安定所と連携を取り、毎月の求人情報を提供することにより就労支援を行っています。 ○就労により安定した生活を促していますが、就労意欲が持続せず就労には至っていないケースもみられます。
今後の方向	○生活困窮者に対して職業安定所と連携を取り、毎月の求人情報を提供することにより就労支援を行っていきます。

第3節 安心して快適な住環境の整備

(1) 安心できる住まいの確保

施策の方針

- 高齢者が、身体機能が低下しても住み慣れた地域・自宅で安心して自立した暮らしを送るために、介護保険施設をはじめとする多様な施設や、多様な住宅の確保、検討を進めます。
- 高齢者の日常的な生活や、高齢者の介護をする家族が生活する上で不自由のない住まいを充実するために、安全で快適に住むことができる設備等の情報を提供するとともに、住宅の新築や改修についての相談体制の充実を図ります。
- 公営住宅の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、高齢者だけでなく障害者や児童などすべての人が安全・快適に生活するための設備等の配慮を行います。

①施設サービス及び住環境の充実

①-1 養護老人ホーム（福祉事務所）

取組概要	概ね 65 歳以上の人で、身体上、精神上、環境上または経済的な理由により、在宅での生活が困難な人が入所対象となります。現在、町内には久米老人ホーム組合「静香園」が設置されています。 今後も、老人福祉法の定めにより、養護老人ホームの入所申込者の入所判定及びその処遇に努め、支援の必要な高齢者の安定した生活を支援します。
現状・課題等	○独居世帯及び高齢世帯により、親族等からの援助が困難となり今後も申請者の増加が見込まれます。 ○入所後も問題等があり転園など対応が複雑化してきています。
今後の方向	○今後も継続して実施していきます。

①-2 高齢者にやさしい住宅の検討（福祉事務所・住民税務課）

取組概要	公共施設や病院、交通施設等の公益施設などの新設及び改良に併せて、バリアフリー化を推進・指導します。 高齢者向け住宅について必要な事業者に対して情報提供を行います。 町営住宅の改修・整備に併せて、高齢者が住みやすいようにバリアフリー化を推進します。
現状・課題等	○公共施設等の改善改修に併せたバリアフリー化については、財政検討を行っています。施設も多く、改修していくことが困難となっています。
今後の方向	○介護保険制度で該当しない障害者等の生活環境整備を実施していきます。

■養護老人ホーム等の施設数及び定員数■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護老人ホーム	1施設(60人)	1施設(60人)	1施設(60人)
軽費老人ホーム	1施設(30人)	1施設(30人)	1施設(30人)
老人福祉センター	1施設	1施設	1施設

※()内入所定員総数

(2) 住み慣れた在宅生活への支援

施策の方針

- すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、介護サービスのみならず在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者実態把握調査を定期的に行い、高齢者の世帯状況を調査するとともに、民生委員児童委員やボランティア、関係機関とも連携して高齢者を支援し、生活環境の改善に取り組みます。

①高齢者福祉サービスの充実

①-1 心配ごと相談事業（住民税務課・福祉事務所）

取組概要	民生委員児童委員、身体障害者相談員、人権擁護委員及び行政相談委員等が相談員となり、住民の様々な相談に応じ、その問題の解決に努めます。また、地域の状況や相談内容に応じ、住民にとってよりよい事業となるよう事業の検討を行います。
現状・課題等	○令和元年度の相談回数は15回、相談件数は54件です。 ○美咲町社会福祉協議会（権利擁護センター関係）が「ふくしの相談会」を他市町と連携し開催し、各種専門員により様々な相談を受け的確なアドバイスを行っています。 ○「ふくしの相談会」は、町民へ社協広報及び広報紙へのチラシ折込などにより周知していますが認知されていません。
今後の方向	○今後とも事業の充実に努め、様々な相談に対応していきます。 ○「ふくしの相談会」は一層の周知に努めます。

①-2 緊急通報装置の設置促進（福祉事務所）

取組概要	65歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、急病や事故、災害などの緊急事態の発生時に、無線ペンダント等の押しボタンを押すと自動的に24時間対応のオペレーションセンターへ通報される緊急通報システムを設置します。また、緊急通報装置の設置促進を図り、日常生活上の不安を軽減するとともに、緊急・事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を確保します。
現状・課題等	○令和元年度の設置台数は96台（うち新規設置10台、利用廃止等17台）です。 ○地区民生委員の戸別訪問等により新規設置数が増加した反面、施設入所等により撤去数も同程度あります。高齢者の一人暮らしや高齢

	者世帯が増えていく中で、新規設置件数は増加が予想されます。地域の支援者が複数の件数を対応しているため、著しく件数が増えれば地域対応が困難となり検討が必要です。
今後の方向	○課題を検討しながら、充実を図っていきます。

①-3 友愛訪問活動（健康推進課）

取組概要	栄養委員の自主活動として、75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、手作り弁当等を持って友愛訪問を行います。また、地域にある様々な団体とも連携を図りながら効率的な訪問を行っていきます。
現状・課題等	○令和元年度の実施件数は453件です。
今後の方向	○現在、継続して行っていますが、対象者の把握が困難なため、今後は各地区活動のひとつとして行っていく予定です。

①-4 生活管理指導員派遣事業（福祉事務所）

取組概要	生活管理指導員を派遣し、基本的な生活習慣が身につくように日常生活に関する指導及び支援を行うことにより、要介護状態への進行予防を目指します。
現状・課題等	○現在、生活管理指導員は2名です。 ○月に数回の指導のため、改善が困難になっています。
今後の方向	○今後とも継続し、充実を図っていきます。

②在宅介護者支援の推進

②-1 在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業（福祉事務所）

取組概要	高齢者等を在宅で介護する介護者に代わって、当該高齢者等を一時的に町が委託した施設に宿泊してもらい介護することで、生活習慣等の指導や体調の調整を図るとともに、介護者の心身の負担を軽減します。
現状・課題等	○令和元年度の利用者は1人、利用日数は47日です。
今後の方向	○利用者は少ないのですが、介護負担軽減のため、今後も継続して実施していきます。

②-2 介護者の精神的負担の軽減（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	介護者が日頃の思いや悩みを相談できる場やリフレッシュできる機会を提供します。そして、要介護高齢者と介護者を見守り支援する地域づくりを進め、介護者の精神的負担の軽減を図ります。
現状・課題等	○介護のどの部分を家族が行い、どの部分をプロに任せるかの判断を明確にすることで、介護者の負担の軽減を図っています。 ○心配ごと相談事業では、各地域で年間各6回程度開催しており、事業を通じて悩みや不安の解消につなげています。

今後の方向	<p>○介護を一人で抱え込まないように家族介護教室等の参加を促すことで、介護者の交流等を行い、精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>○介護支援専門員と連携を図り、適切な介護サービスの提供を推進します。</p>
-------	---

②-3 家族介護者教室（保険年金課）

取組概要	<p>在宅で高齢者等を介護している介護者などを対象に、介護方法の講習や介護者同士の交流等を行い、身体的、精神的な介護負担の軽減を図ります。</p> <p>家族介護者が参加しやすい環境の整備に努めるとともに、介護支援専門員との連携を図り、介護に関する情報提供などを図ります。</p>
現状・課題等	○生活管理指導員を派遣し、基本的な生活習慣が身につくように指導及び支援を行うが月に数回の指導のため改善が困難となっています。
今後の方向	○今後とも基本的な生活習慣が身につくように指導及び支援を強化して実施します。

②-4 家族介護者交流事業（保険年金課）

取組概要	高齢者を在宅で介護している家族介護者の日頃の介護疲れを癒し、介護者同士の交流を図ることを目的として、リフレッシュできる機会を提供します。
現状・課題等	○日常生活における不安の解消とリフレッシュのため、家族介護教室と併せて、家族に対する支援体制を図っています。
今後の方向	○今後とも継続して実施します。

②-5 在宅介護者支援手当支給事業（福祉事務所）

取組概要	介護度4以上の重度要介護認定者を在宅で常時介護している介護者を対象に在宅介護者支援手当の支給を行い、在宅福祉の増進を図ります。
現状・課題等	○多様な家族介護をささえる仕組みのひとつであり、介護負担軽減のため、家族に対する相談支援体制も図っています。
今後の方向	○今後とも継続して実施します。

第4節 高齢者の安心・安全の確保

(1) 高齢者見守り活動の推進

施策の方針

- 地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO、老人クラブ等の地域の活動団体、介護サービス事業者など、様々な団体・組織の連携による高齢者の見守りを充実・強化していきます。
- 高齢者の相談対応については地域包括支援センターにおいて、見守りが必要な高齢者の情報を集約し、緊急時には必要な対応を行います。
- また、社会福祉協議会と小地域ケア会議を活用し、地域のつながりや見守りについて住民と考える機会を持つことで、地域住民の福祉意識の醸成を図ります。

①見守り活動の推進

①-1 老人クラブ活動への支援（福祉事務所）

取組概要	介護予防の観点から、老人クラブが行う健康づくり事業や社会参加活動の推進を支援します。また、地域で高齢者等が集う、ふれあいいきいきサロンの推進を社会福祉協議会等関係機関と連携をとりながら支援します。
現状・課題等	○活動への参加できていない会員などへの参加を促す取組について検討が必要です。
今後の方向	○活動への参加できていない会員などへの働きかけを行い、老人クラブやふれあいいきいきサロンの推進を社会福祉協議会等関係機関と連携をとりながら実施します。

①-2 地域団体の活動支援（福祉事務所・社会福祉協議会）

取組概要	ボランティアで介護予防や仲間づくりに関する活動を行おうとする地域住民の自主グループの立ち上げ・育成の支援を行います。また、支援者の確保、内容の充実、世代交代などの課題に取り組みながら、住民の支え合い活動の継続推進に努めます。 一部地域で実施している緊急時に迅速な支援を行うための、連絡先等の情報を記載した「救急医療情報キット」など、自主的な地域の見守り活動を支援します。
現状・課題等	○地域福祉の第一線で活躍する社会福祉協議会との連携を図るとともに、遺族会、保護司会、更生保護女性会、身体障害者福祉協会の育成強化を支援しています。 ○各団体ともに高齢化などにより人員確保が困難となっています。
今後の方向	○地域福祉の第一線で活躍する社会福祉協議会との連携を密にするとともに、遺族会、保護司会、更生保護女性会、身体障害者福祉協会の育成強化を図ります。

①-3 高齢者等見守りネットワーク事業（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	<p>「みさき見守りネット」を設置し、年1回の研修会を開催しています。</p> <p>今後は、地域の認知症の人が増加するなかで、庁舎内の他部署との協議を進めながら、高齢者等支援が必要な人の日常生活での気づきが活かせるような仕組みや認知症施策においても活用できるネットワークづくりに努めます。</p>
現状・課題等	<p>○「みさき見守りネット」に関しては、平成30年度、令和元年度と情報収集を行いました。見守りネットワークに加入しているからではなく、普段の生活の中で、支援が必要な人への気づきを相談機関へ連絡するケースも多く見られます。</p>
今後の方向	<p>○「みさき見守りネット」の役割を高めていくため、研修会や、ネットワークづくりに何が必要かを検討し、実施していきます。</p>

①-4 緊急時安心マグネット交付事業（福祉事務所）

取組概要	<p>自治会や自主防災組織等の地域団体に対しマグネットシートを交付し、地区内の対象者に配付を行います。緊急時の情報を記載したマグネットシートを貼付してもらうことで、緊急時などに必要な情報として活用し、迅速な救急活動等につなげます。</p>
現状・課題等	<p>○自治会への周知不足があり、取組を実施し各家庭へ配付して緊急時の備えを推進している地区と、していない地区との温度差があります。</p> <p>○事業取組時の地元自治会への個人負担もあるため推進ができていないように思われます。</p>
今後の方向	<p>○今後も継続して実施します。</p>

②地域福祉活動の推進

②-1 ボランティアの育成（社会福祉協議会）

取組概要	<p>町内のボランティア団体及び個人が情報交換や相互交流を図るとともに、住民のボランティア活動への促進を図り、住みよい地域づくりを目的として美咲町ボランティア連絡協議会を設置しています。</p> <p>美咲町ボランティア連絡協議会を拠点に、ボランティアに関する相談機能や情報提供の充実を図ります。また、ボランティアの手助けを必要としている高齢者とボランティア活動を結ぶコーディネート機能の充実を図ります。特に、生活支援サポーターの人数確保に向けて、サポーターの実数の把握や社会福祉協議会との連携によるフォローアップ研修等の開催、小地域の中でのサポーターの必要性に対する認識・意識向上を図ります。</p>
現状・課題等	<p>○社会福祉協議会が設置するボランティアセンターが、登録されている個人・団体と連携してボランティアの普及と活動支援を行っています。</p>

	<p>○多様化する課題やニーズの増加への対応が求められており、従来の体制では、これらのニーズに対応することが難しいケースもあります。</p> <p>○ボランティア活動の活性化や地域住民の支え合い、助け合い、子どもから高齢者まで、誰もが地域で活躍できる場や、地域課題の解決に向けての人材育成、連携、協働の仕組みづくりが求められています。</p>
今後の方向	○ボランティアセンターの機能の充実・強化を行う取組に対して支援をしていくとともに、多様化する福祉、生活面での課題の共有を図り、支援に繋げていく取組の強化を支援します。

②-2 地域福祉意識の醸成（生涯学習課）

取組概要	身近な地域において住民相互のつながりを大切にする意識と高齢者を地域で支える意識の高揚を図るなど、福祉に関する意識啓発に努めます。また、「総合的な学習の時間」をはじめとした、様々な体験的な活動などを通じて、思いやりや助け合いの心の醸成を推進します。
現状・課題等	<p>○高齢者学級、婦人学級を毎月開催し、生涯学習に取り組んでいます。</p> <p>○高齢者学級、婦人学級で学んだことを地域と学校の連携・協働に反映し、地域で子どもたちの見守りに発展させるなど視野を広げていくことが必要です。</p>
今後の方向	○高齢者学級、婦人学級を毎月開催し、生涯学習に取り組み、地域間を広域に広げるとともに学級相互の連携を図っていきます。

②-3 一人暮らし高齢者等への支援（保険年金課・福祉事務所・地域包括支援センター）

取組概要	孤立化が心配される高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯・ダブルケアの高齢者等に対して、町内会や老人クラブ等の地域住民や関係機関が声かけや見守りなどを行い、地域全体で高齢者を見守り支え合う仕組みづくりを進めます。
現状・課題等	<p>○一人暮らし高齢者等の家庭に緊急通報装置を貸与し、緊急時に 24 時間対応のオペレーションセンターへの通報により緊急時の対応を可能としています。</p> <p>○地域のつながりや見守りネットワークを構築しています。</p>
今後の方向	<p>○日常生活における不安の解消と、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として、一人暮らし高齢者等の家庭に緊急通報装置を貸与します。</p> <p>○小地域ケア会議を活用し、地域住民の意識向上につなげ、見守りネットワークの構築を推進します。</p> <p>○ダブルケアの実態把握に努めるとともに、情報発信や勉強会、相談窓口の設置を検討します。</p>

(2) 高齢者の権利擁護

施策の方針

- 高齢者の意思を尊重し、尊厳が守られるよう、高齢者虐待の防止及び相談支援をはじめ、成年後見制度の利用促進など権利擁護に向けた取組の充実に努めます。
- 今後は、地域包括支援センター、行政、権利擁護センターが連携して認知症の人やその家族等に対し、日常生活やサービス利用に必要な権利擁護事業の周知・啓発及び利用促進を図ります。

①高齢者虐待防止策の推進

①-1 虐待予防の地域ネットワークの構築（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	介護者が悩みを抱え込まず、気軽に相談をすることができるネットワークを関係機関と連携し構築します。
現状・課題等	○地域包括支援センターが相談窓口となり、保険年金課、福祉事務所等関係部署と連携をとりながら対応しています。
今後の方向	○今後も、関係部署、関係機関と連携を継続していきます。

①-2 虐待防止に関する意識啓発（保険年金課・地域包括支援センター）

取組概要	虐待対応が、虐待者・被虐待者の両者の支援を行うものであることの周知・啓発を行い、虐待が疑われる事象について、警察署、町及び地域包括支援センターへの地域住民による通報を促します。 特に、地域包括支援センター、福祉事務所及び権利擁護センターと連携し、高齢者虐待についての普及啓発に力を入れていきます。
現状・課題等	○地域包括支援センターのパンフレットに虐待防止、相談窓口の連絡先を掲載し、配布しています。
今後の方向	○チラシ、パンフレットへの掲載の他、地域住民による通報を促す仕組みや啓発に取り組んでいきます。

①-3 事業所等の職員への意識啓発（保険年金課）

取組概要	介護施設職員による虐待を防ぐために、介護支援専門員等を対象に、虐待にあたる行為の周知に努めるとともに、職員に求められる職業倫理や知識、技術について指導を行います。
現状・課題等	○平成 30 年度、令和元年度は、養護者による高齢者虐待も含めた、研修会を開催しました。
今後の方向	○今後、介護施設職員に対する研修会等を通じ、虐待にあたる行為の周知、職業倫理や知識、技術についての指導を行っていきます。

②権利擁護の体制強化

②-1 権利擁護体制の充実（保険年金課・福祉事務所・社会福祉協議会）

取組概要	<p>判断能力が十分でない高齢者等の権利擁護や成年後見制度の利用支援に向けて、社会福祉協議会、権利擁護センターなどの関係機関と連携を図り、高齢者等の権利擁護に関する迅速かつ的確な対応に努めます。</p> <p>成年後見制度や社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業について内容や具体的な活用方法を周知するとともに、必要な人に利用が促進できるよう、講演会等の様々な機会を捉えて普及啓発を行います。また、親族からの申し立てが行われるよう支援します。</p>
現状・課題等	<p>○相談会や権利擁護講座の開催、日常生活自立支援事業・成年後見制度意見交換会を催しています。</p>
今後の方向	<p>○今後、独居の高齢者・障害者等が増加し多種多様な案件が発生し対応することが必要となるため、体制作りに努め、また、町民後見人の育成登録の推進を図っていきます。</p> <p>○関係機関との連携強化を図り、高齢者をはじめとするすべての住民の人権が守られるよう相談支援体制の機能充実に努めます。</p>

(3) 安全環境の整備

施策の方針

○高齢者をはじめ誰もが安心して安全に暮らせるように、道路・歩道環境の整備、交通安全対策、防犯・防災対策、公共施設のバリアフリー化、外出支援施策を推進します。

①交通安全対策の推進

①-1 道路環境の整備（建設課）

取組概要	安心・安全に通行できる道路網の整備を計画的に行っており、道路環境についてカーブミラー、ガードレール等の計画的な整備に努めます。また、危険箇所を把握し、道路の拡幅、バリアフリーを考慮した歩道の整備など 安心・安全な道路網を目指します。 特に、国道 53 号線の歩道整備について、国に要望し、歩行者の安全を確保することに努めます。また、高齢化の進行により地元で対応していた道路維持管理も困難となるため、早急な維持管理の見直しを進めます。
現状・課題等	○国道 53 号線歩道整備について国と協力しながら事業を進めています。 ○道路の維持管理においては、道路作業員のみでなく、伐木作業を実施しています。 ○伐木作業の依頼が多く出ていますが、予算の確保が必要です。
今後の方向	○今後とも、継続して実施していきます。

①-2 交通安全教育の実施（くらし安全課・教育総務課）

取組概要	家庭や学校、職場、地域等において、自動車や自転車、歩行者などのそれぞれの立場に応じた交通安全教育を実施します。実施にあたっては、参加・体験・実践型の教室を推進します。
現状・課題等	○保育園や小学校において交通安全教室の開催、交通安全教育を実施しています。また、子どもへの教育のほか、職員への交通安全の啓発・周知も行っています。 ○交通事故はいつどこで起こるかわからない中で、自分が被害者だけでなく加害者になる可能性もあることを意識付けていくことが重要です。特に自転車で加害者となる事故のケースが全国的に発生していることから、自転車事故の危険性を啓発・周知していく教育が必要です。
今後の方向	○自転車事故の危険性について周知・啓発を行っていきます。 ○携帯電話の使用等、道交法の変化に対応した交通安全教室を開催していきます。

①-3 地域ぐるみの交通安全運動（くらし安全課）

取組概要	警察署や老人クラブ等、関係機関・団体等と自治会組織などが連携を緊密化し、地域ぐるみの交通安全運動を推進します。
現状・課題等	○毎年、春と秋の交通安全運動に警察、交通安全協会、交通安全母の会などと連携し、交通安全啓発運動を行っています。
今後の方向	○幼児や高齢者の交通事故防止に加えて、歩行者の交通マナーの啓発も行っていきます。

②防犯、防災対策の推進

②-1 防犯情報の提供体制の充実（くらし安全課）

取組概要	<p>犯罪が複雑化、多様化する中で、振り込め詐欺や悪徳商法などから高齢者を守るため、関係機関、団体等との連携を図りながら啓発を推進します。</p> <p>特に、防犯パトロールの取組を進めており、重点的に実施団体の増加に努めています。また、町全体の情報共有については、美咲町安全・安心ステーションを設置しているほか、防犯カメラの設置も行っています。</p>
現状・課題等	○特殊詐欺被害防止機器（電話機）補助や防犯カメラ設置助成事業を行っています。
今後の方向	○人口減少と高齢化の中、訪問販売や特殊詐欺等へ対応するため、防犯カメラ等の設置、活用を検討します。

②-2 消費者被害対策の推進（くらし安全課）

取組概要	<p>町相談窓口等において、消費者トラブルの発生防止に向けた啓発を推進するほか、小地域ケア会議等、地域での寄合等を活用した情報提供や告知放送等での注意喚起を行います。また、町広報紙やホームページを活用しながら効果的な意識啓発を図ります。</p> <p>被害が発生した場合には、広報紙・町ホームページ等に事例を掲載するなど、被害の再発防止に努めます。</p> <p>相談を受けた場合は、内容により、消費生活センターを紹介するとともに、消費者の立場に立った迅速な相談の対応に努めます。</p>
現状・課題等	○特殊詐欺被害防止機器（電話機）補助や町広報紙、告知放送を活用した啓発を行っています。
今後の方向	○きめ細やかに対応するためには専門性が必要です。単独での実施は困難なため、消費生活センター等、県の機関との連携を図ります。

②-3 災害時避難行動要支援者避難支援事業（福祉事務所）

取組概要	<p>災害時避難行動要支援者登録制度に登録される避難行動要支援者等が災害時に円滑に避難行動等を行えるよう、避難誘導等災害時対策の強化を図ります。また、支援を必要とする避難行動要支援者の登録について周知・利用促進を図ります。</p> <p>さらに今後も、民生委員や各種関係機関と連携し要支援高齢者及び障害者、その他日常において支援を必要とする者に対し、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、地域ぐるみでの取組の推進を図ります。</p>
現状・課題等	<p>○在宅の要支援高齢者及び障害者、その他日常において支援を必要とする者に対し、災害時における情報伝達、避難援助等を地域の中で受けられる体制整備を図り、要支援者が住み慣れた地域で安心安全に暮らすことができる地域づくりの推進を図っています。</p> <p>○今後も個人情報の提供に同意しない要支援者の把握及び既登録者情報の更新が必要です。</p>
今後の方向	<p>○有事の際に自ら避難することが困難な方を、同意を得たうえで登録し、自治会や消防署等の避難支援機関に情報提供することにより、迅速な避難支援に努めます。</p> <p>○防災担当課と連携し、常日頃から災害に備えて連絡体制や状況確認方法の把握・整備に努めます。</p>

②-4 緊急時の対応体制の整備充実（くらし安全課・福祉事務所）

取組概要	<p>美咲町防災計画と連携を図り、現在実施している緊急通報装置事業や災害時緊急連絡先登録事業の継続と実施強化を図ります。また、地域においては、災害時に自主防災組織を中心に、自治会、消防団、他団体と連携して、避難行動要支援者の安否確認が行える体制を強化します。</p> <p>組織内のすべての住人が避難行動はもちろんのこと、お互いに安否確認が取れる体制まで、自主防災組織等の防災活動を高めるとともに、各住民の日々の行動が日常的に把握できるよう、地域でのつながりの強化を目指します。</p>
現状・課題等	<p>○各自治会での防災訓練出前講座等を活用し、避難行動要支援者の避難確保個別計画及び避難行動計画の作成を啓発しています。</p> <p>○平成30年7月豪雨など、近年災害が発生しています。</p> <p>○自主防災組織を中心に防災組織の強化を啓発してきましたが、町内地域格差が見受けられます。</p> <p>○今後、継続し防災意識が高まるように啓発していき、全地域での訓練や、一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。</p>
今後の方向	<p>○今後とも、継続して実施していきます。</p>

③ふくしのまちづくりの推進

③-1 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

(公共施設を管理している部署・建設課・保険年金課)

取組概要	<p>関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路のバリアフリー化を引き続き促進し、高齢者が安心して安全に外出できるよう支援するとともに、ユニバーサルデザインを踏まえた安心・安全な環境整備に努めます。</p> <p>介護予防地域交流活性化施設整備等補助金を活用し、総合事業で通いの場の会場等施設の環境整備に努めます。</p>
現状・課題等	<p>○ユニバーサルデザインについて、現状では実績がありません。</p> <p>○通いの場開催に使用する集会所等の改修及び備品購入の補助をしています。</p>
今後の方向	○今後も、継続して推進します。

③-2 サポートふくしの体制強化（社会福祉協議会）

取組概要	<p>社会福祉協議会が中心となり、高齢者単身世帯を中心に地域で気がかりな人への見守り・声かけ・買い物などの生活の一部を地域で支える「サポートふくし」制度の活動を活性化させ、関係機関との連携を強化することで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる体制を充実します。</p>
現状・課題等	<p>○社会福祉協議会が生活支援サポーターの養成及びスキルアップを旨とした講座を開催しています。</p> <p>○普段の暮らしの中での見守りや困りごとの支援を行うほか、社会福祉法人や様々な企業等とも協働し、生活支援サポーターの活躍の場を広げています。</p> <p>○声を上げない高齢者の潜在的なニーズの掘り起こしが重要となっています。</p>
今後の方向	○新たな生活支援サポーターの確保や、関係機関とのネットワーク構築を行うとともに、新たな地域資源の掘り起こしを進めていき、今後も継続して体制強化を図ります。

③-3 美咲町黄福タクシー事業（くらし安全課）

取組概要	<p>高齢者の移動支援としてタクシー料金の一部を助成する美咲町黄福タクシー事業の運用を行っており、利用者登録及び利用者数ともに計画どおり順調に伸びています。</p> <p>高齢者のニーズや利用状況等を把握しながら、町内の限られた地域で利用しやすい相乗り（デマンド）タクシーを導入するなど、今後の運用について検討します。</p>
現状・課題等	○タクシー運転手の確保や、利用料金等の検討が必要となっています。
今後の方向	○高齢者の移動支援としてタクシー料金の一部を助成する美咲町黄福

	<p>タクシー事業の運用を継続して実施します。</p> <p>○高齢者のニーズや利用状況等を把握しながら、今後の運用について検討します。</p>
--	--

③-4 先進安全自動車購入費補助事業（くらし安全課）

取組概要	町内在住の 65 歳以上の方を対象に、衝突被害軽減ブレーキ装置やペダル踏み間違い時加速抑制装置、車線維持支援制御装置、車線逸脱警報装置等を搭載する新車を購入した方に補助金を交付し、高齢者の安全運転に向けての支援をします。
現状・課題等	○衝突被害軽減ブレーキ等の標準装備化が進んでいるため、補助金の改正が必要となっています。
今後の方向	○令和 3 年度で廃止予定

③-5 踏み間違い防止ペダル整備費補助事業（くらし安全課）

取組概要	オートマチック（AT）車でのアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故を防止するため、踏み間違い防止ペダル等を整備する町内在住の 65 歳以上の方を対象に、整備補助金を交付し、高齢者の安全運転を推進します。
現状・課題等	○令和元年度の交付は 4 件（400,000 円）です。 ○補助金の周知が必要です。
今後の方向	○今後も、継続して実施します。

（４）災害や感染症対策に係る体制整備

施策の方針

○近年増大している自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行への対応のため、関係機関・庁内各課と連携して防災や感染症対策についての周知啓発、災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、支援・応援体制の構築等に取り組めます。

①災害や感染症対策に対する備えの取組〈新規〉

取組概要	<p>日頃から介護事業所等と連携して、次のような取組について検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練 ・ 災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備 ・ 感染症発生時の代替サービスの確保 ・ 介護事業所で策定している具体的計画の定期的な確認 <p>また県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備についても検討していきます。</p>
------	---

第6章 計画の推進について

第1節 計画の点検・評価

本町における総合的な高齢者施策の推進にあたって、計画の進捗状況の点検及び評価・分析は、効果的な施策展開を進める上で大切なことです。

「計画（Plan）・実行（Do）・点検（Check）・改善（Action）」のPDCAサイクルに基づく、計画の進行管理を強化していくことが必要となります。

介護サービス事業者が自ら行うサービス評価とともに、利用者や介護者の立場から第三者評価を実施できる体制づくりを推進します。

第2節 計画の周知・広報

住民・介護サービス事業者・地域・行政の協働による施策を推進していくためには、情報の共有が重要となるため、今後も広報活動を含めて情報システムの充実を推進します。

介護保険制度を安定的に運用していくため、介護保険制度利用者や、被保険者である住民が制度や本町の現状、今後の方針について理解し、協力が得られるよう取り組んでいきます。

また、今後も地域包括支援センターを核として、各種機関が相互に連携・協力しながら、高齢者等の立場に立った介護保険サービスを提供できるよう、相談体制の充実を図ります。

1 美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例

○美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 181 号

改正 平成 24 年 3 月 22 日条例第 12 号

(設置)

第 1 条 美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するため、美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員の定数)

第 2 条 委員の定数は、20 人以内とする。

(委員の選任)

第 3 条 委員の選任は、町長が行うものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則

○美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則

平成 18 年 2 月 2 日

規則第 4 号

改正 平成 24 年 3 月 22 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例(平成 17 年美咲町条例第 181 号)第 5 条の規定に基づき、美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員会の委員は、次の各号に定めるところにより町長が委嘱する。

- (1) 公益代表
- (2) 学識経験者
- (3) 医療関係者
- (4) 被保険者代表
- (5) 保健福祉関係者

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集及び議決)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 5 条 委員及び委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、介護保険事業担当課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

種 別	委員名	所 属 ・ 役 職 等
公益代表	左 居 喜 次	民生教育常任委員会 委員長
公益代表	形 井 圓	民生教育常任委員会 副委員長
医療関係者	岩 本 博 通	亀乃甲診療所 医師
医療関係者	小 室 宏 明	こむろ歯科医院 歯科医師
医療関係者	菊 井 哲 也	菊井歯科医院 歯科医師
保健福祉関係者	山 崎 一	民生委員児童委員協議会会長
保健福祉関係者	森 本 裕 子	愛育委員会会長
保健福祉関係者	森 廣 静 江	栄養委員会会長
学識経験者	安 井 尚 聖	美咲町社会福祉協議会 事務局長
学識経験者	牧 野 直 子	養護老人ホーム「静香園」園長
学識経験者	畑 口 聡 明	特別養護老人ホーム「吉井川荘」荘長
被保険者代表	岡 部 眞 三 郎	老人クラブ連合会会長
被保険者代表	岡 田 壽	老人クラブ連合会副会長
被保険者代表	万 代 嘉 男	老人クラブ連合会副会長
行政関係者	忠 政 堅 之	副町長

美咲町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行年月日 令和3(2021)年 3 月
発 行 美咲町 保険年金課
〒709-3717
岡山県久米郡美咲町原田 1735
TEL 0868-66-1115
FAX 0868-66-1167
<http://www.town.misaki.okayama.jp>